

第4章

基本目標と施策の展開

基本目標 I 支え合いの心を育む人づくり

(1) 市民に向けた周知・啓発

施策の方向性

市民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、お互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成することで、地域共生社会を実現していきます。

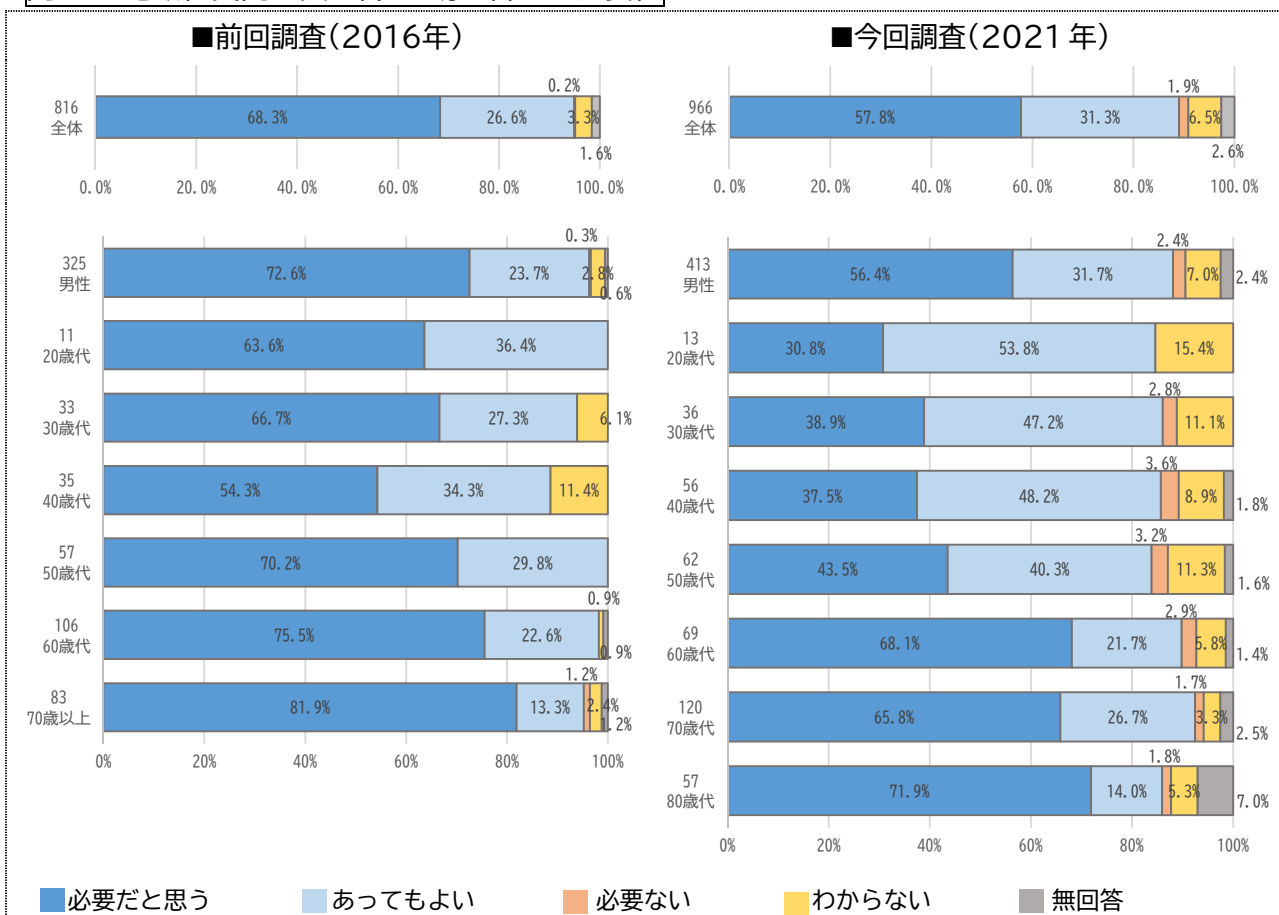
現状と課題

① 市民意識調査の結果によると、「地域住民がお互いに支え合い助け合う関係が必要だと思いますか」という問いに対して、全体の58%の方が「必要だと思う」、31%の方が「あってもよい」と回答しました。

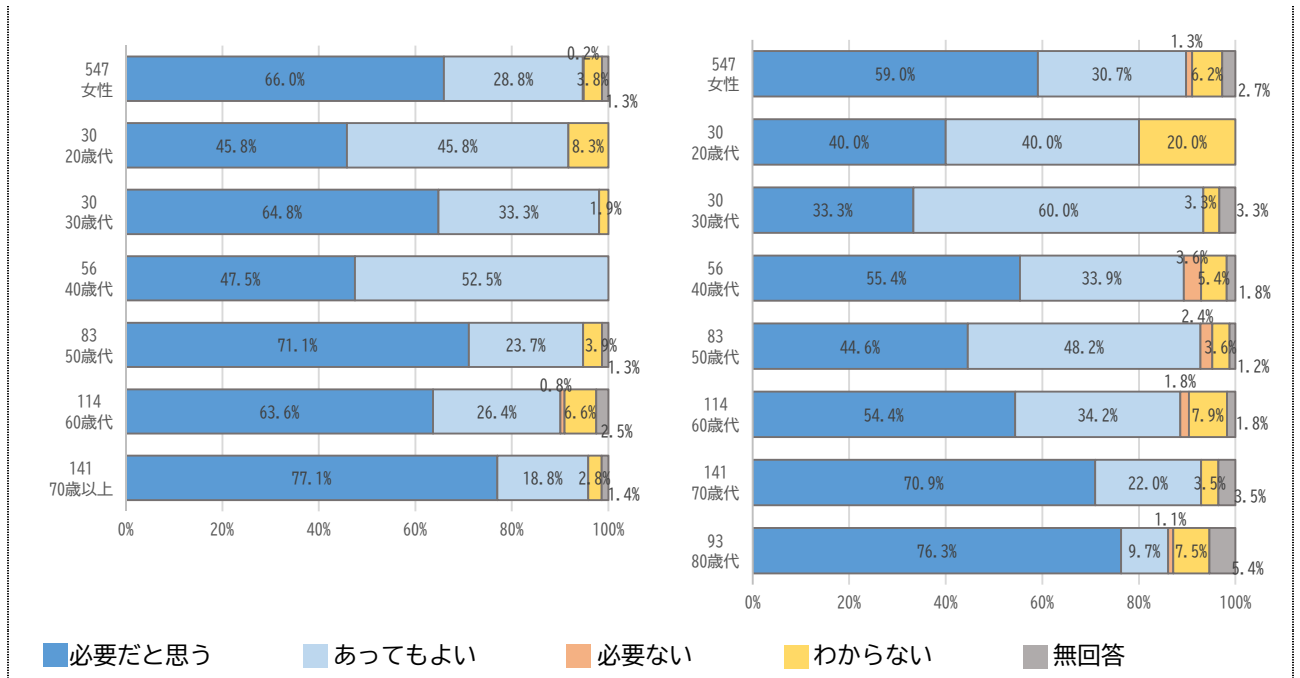
前回調査時と比較すると、「必要だと思う」と答えた方が男性の20代(△32.8ポイント)、30代(△27.8ポイント)、女性の30代(△31.5ポイント)で大きく減少しています。

全体として、住民同士の助け合いの意識は希薄化している傾向が表れています。

問12 地域住民間の支え合い・助け合いの必要性

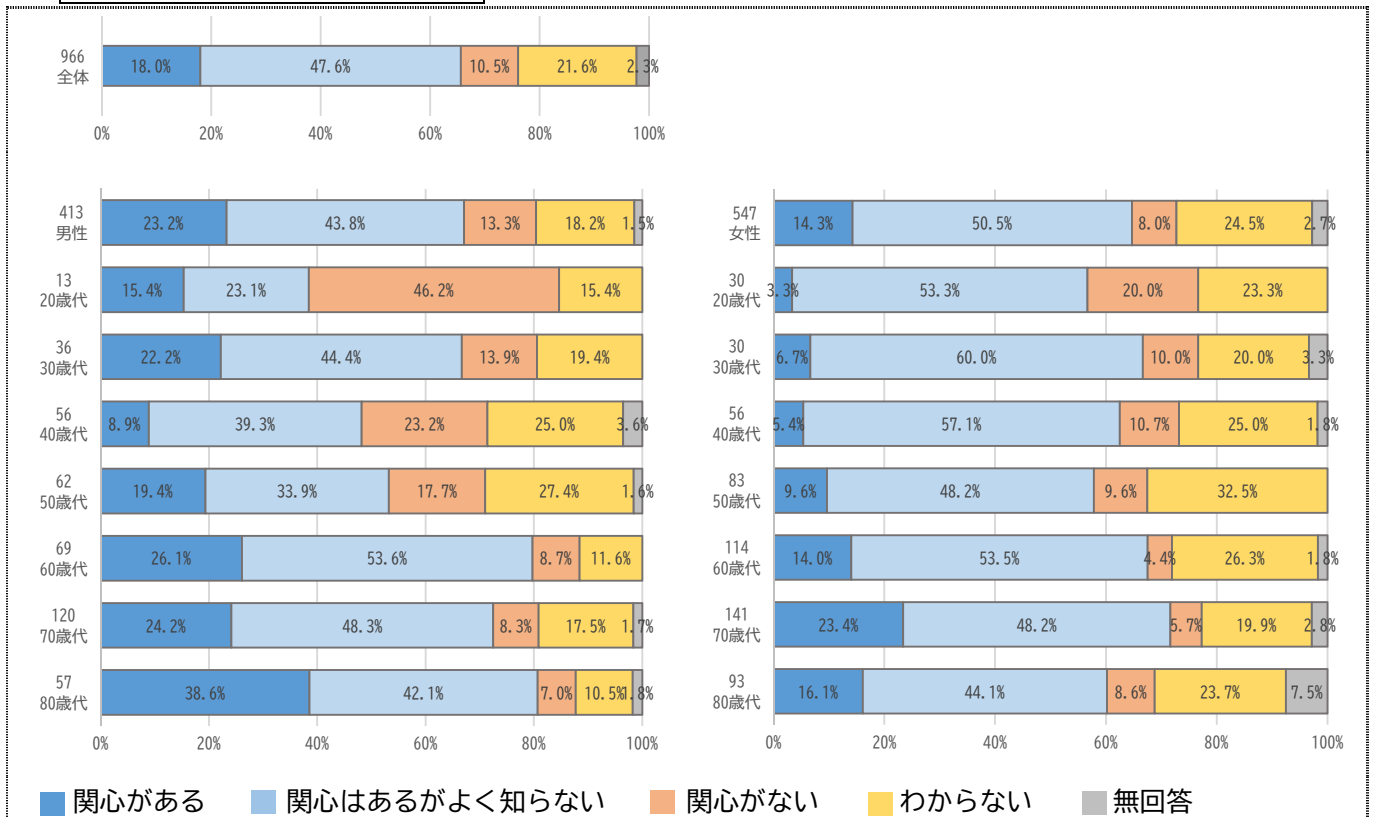


◆第4章 基本目標と施策の展開◆



② 地域共生社会に対する理解度への問には、「関心がある」と答えた方が18%、「関心はあるがよく知らない」と答えた方が47.6%でした。一方で、「関心がない」と答えた方は全体の10.5%でしたが、20代男性では46.2%と、他の世代に比べて突出して高くなっています。

問 32 「地域共生社会」への関心

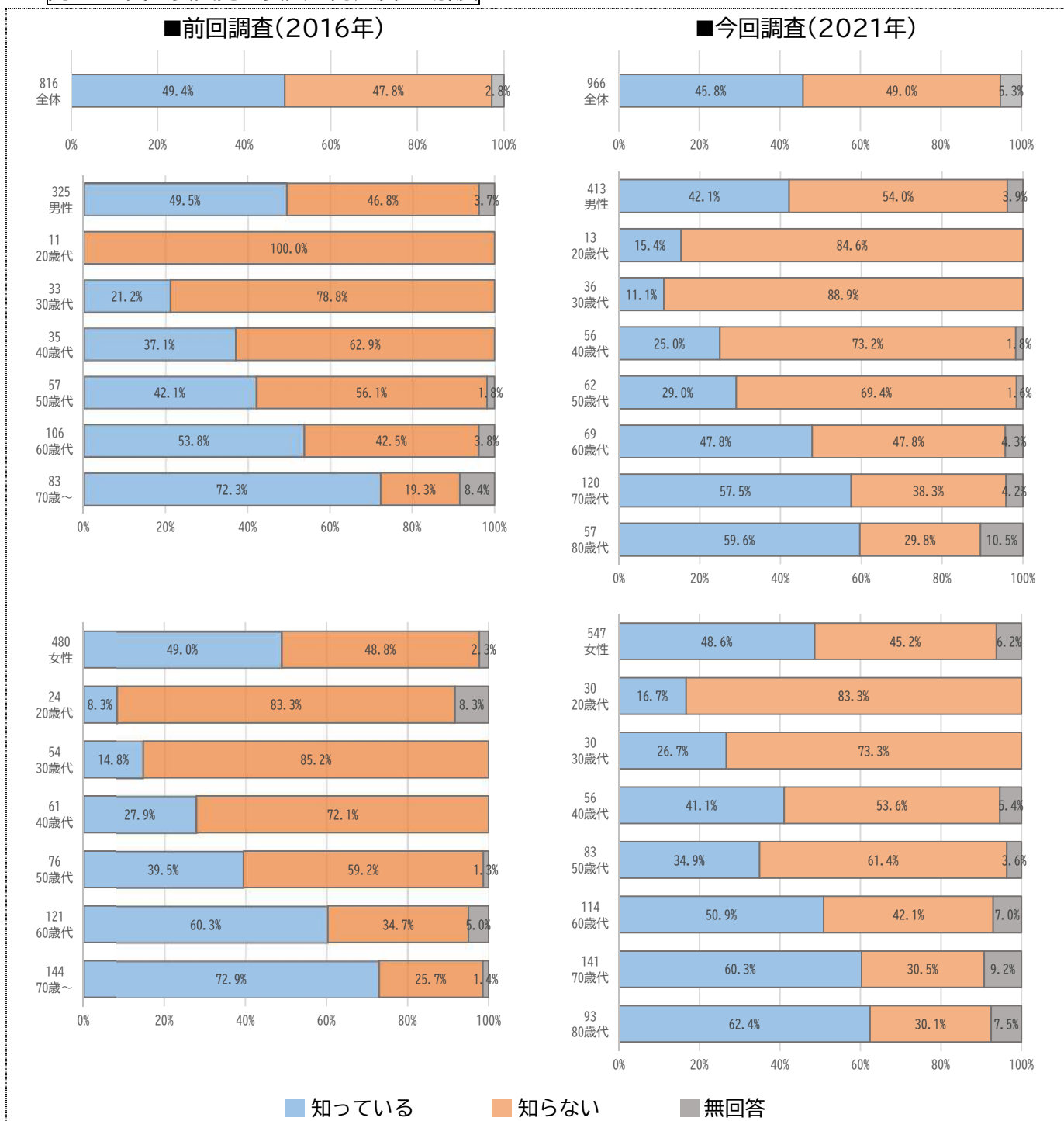


◆第4章 基本目標と施策の展開◆

③ 現在住んでいる地区の担当「民生委員児童委員」を知っていますかという問に対して、「知っている」と答えた方は男女ともに減少しました。

男性は特に30歳代(△10.1ポイント)、40歳代(△12.1ポイント)、50歳代(△13.1ポイント)で認知度が大きく低下しています。女性は20～40歳代では認知度が上昇しましたが、逆に50歳代以上では認知度が低下しています。

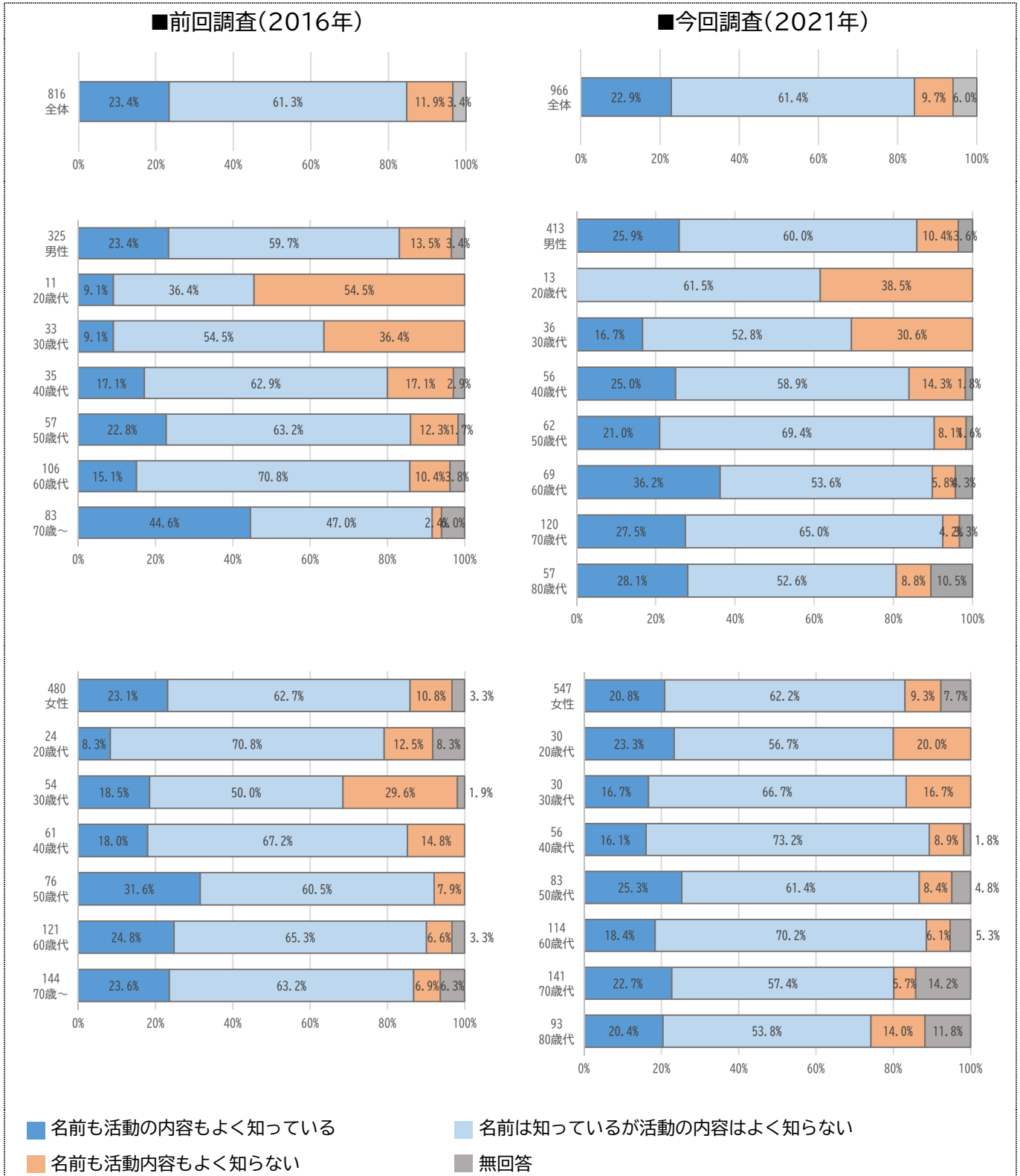
問 34 民生委員児童委員の認知度・理解度



◆第4章 基本目標と施策の展開◆

④「社会福祉協議会」の認知度は前回から大きな変動はなく、男性の20～30歳代における認知度がやや改善したものの、依然として低くなっています。女性はほぼすべての年代で8割近い認知度に達しており、今後は活動内容の更なる周知が課題となります。

問 36 社会福祉協議会の認知度



施策の展開

1. 高齢者、障がい、子育てなどに対する理解の促進

それぞれの地域には、様々な困りごとや生活課題を抱えた多様な人が暮らしています。今は何も問題なく生活している方も、いずれ困難な状況に陥るかもしれません。一人ひとりが地域に目を向け、多様性を認め合い、偏見や差別意識をなくすことは重要です。

一人ひとりが人権や個人の尊厳を尊重し合いながら、高齢化や子育て、障がい等による困りごとを自分ごととして受け止め、困りごとを抱えた方を互いに支え合う社会をめざして、様々な形で理解を促進します。

2. 民生委員・児童委員、社会福祉協議会について知る機会の提供

社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動は、地域福祉の推進に欠かせない存在であることを知ってもらう機会の提供が大切です。福祉に関する学習や体験の場づくり、機会づくりを通じて、民生委員・児童委員や社会福祉協議会をはじめ、地域で活躍する団体等について知る機会を提供します。

(2) 地域福祉活動・ボランティア活動の普及・啓発

施策の方向性

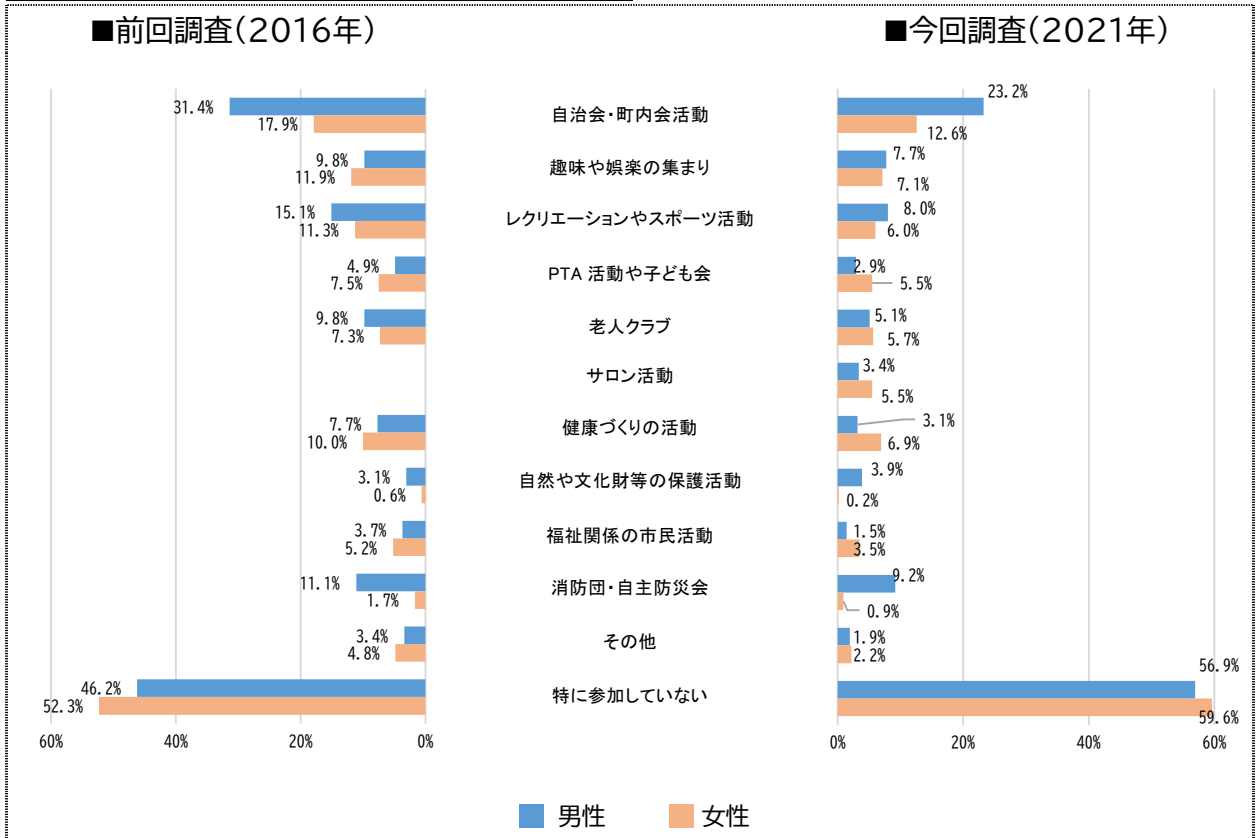
地域福祉活動やボランティア活動の普及・啓発を図るためには、誰もが簡単に情報を入手でき、気軽に参加できるきっかけ作りが重要です。市民一人ひとりの状況に応じた情報提供や機会の創出により、市民が地域に目を向け、地域づくりへの関心が高まるように、普及・啓発活動に取り組みます。

現状と課題

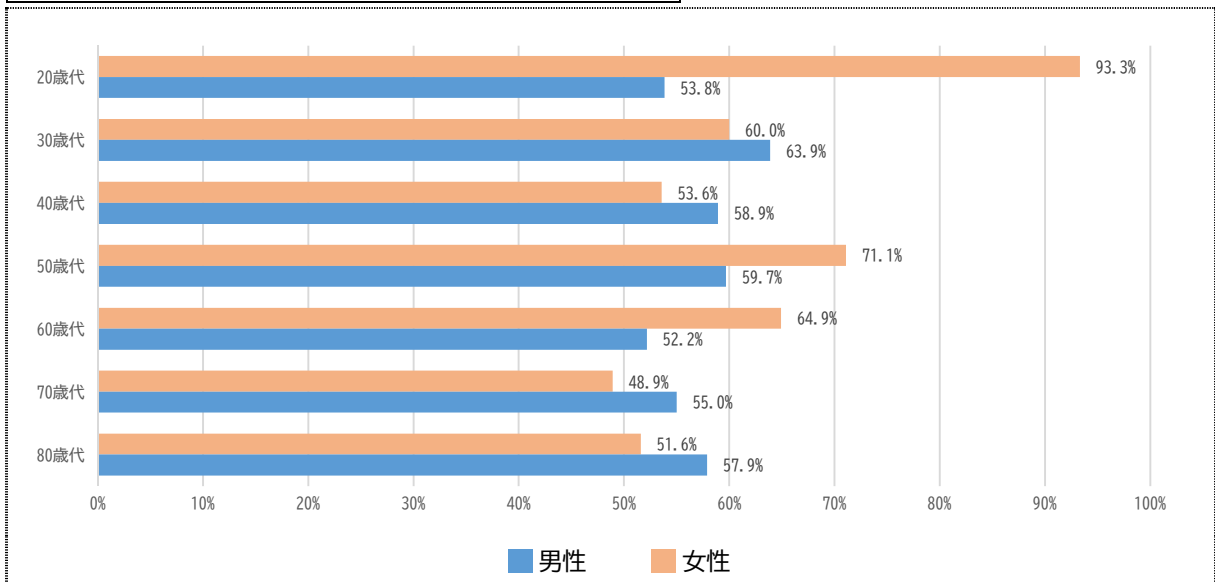
- ① 普段参加している地域活動、ボランティア活動についての問いの結果を見ると、「特に参加していない」と回答した方が、男性で56.9%、女性で59.6%と、前回よりもさらに増えています。年代別で見ると、男性はどの年代も大きな差は生じていませんが、女性は特に20代で突出して高くなっています。また、ほとんど全ての活動において参加していると答えた方が減少しています。

◆第4章 基本目標と施策の展開◆

問17 地域活動・ボランティア活動への参加状況

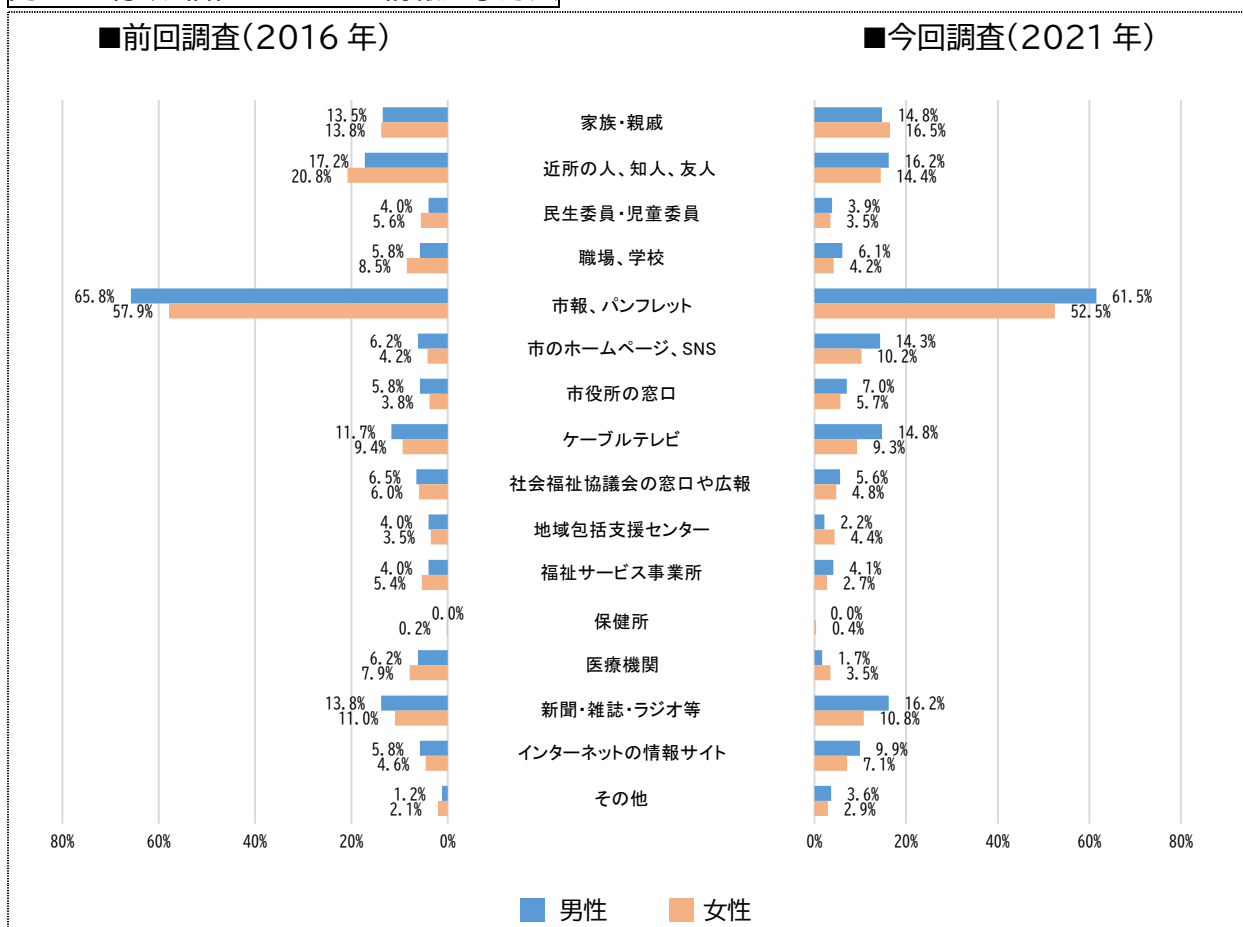


問17で「特に参加していない」と答えた方の年代別割合



② 福祉に関する情報の入手方法について、「市報やパンフレット」と答えた方が前回よりやや減少（男性は△4.3ポイント、女性は△5.4ポイント）し、「市のホームページ、SNS」と答えた方が前回より2倍以上増加しました。「インターネットの情報サイト」と回答した方もやや増加しており、今後電子媒体による情報伝達の重要性がますます高まるものと見込まれます。

問 24 行政・福祉サービスの情報入手方法

施策の展開

1. 分かりやすい情報の提供

日々の暮らしの中で、必要な情報を簡易に得ることができる状態にあることは大切です。生活様式の多様化に合わせて、情報提供の方法も多様化していく必要があります。特に視覚や聴覚など様々な障害を抱える人たちに配慮した情報提供の環境整備に取り組む必要があります。

2. 活動に気軽に参加できるきっかけづくりの提供

誰もが気軽に地域の活動に参加するためには、市民一人ひとりの状況に応じたきっかけづくりを行うことが重要です。人付き合いに苦手意識を持つ方が増えている現状を考慮し、職場や学校などの既存の組織ぐるみで活動に参加する機会を増やして、人と人をつないでいく仕組みづくりを進めていくことが求められます。

(3) 担い手の育成

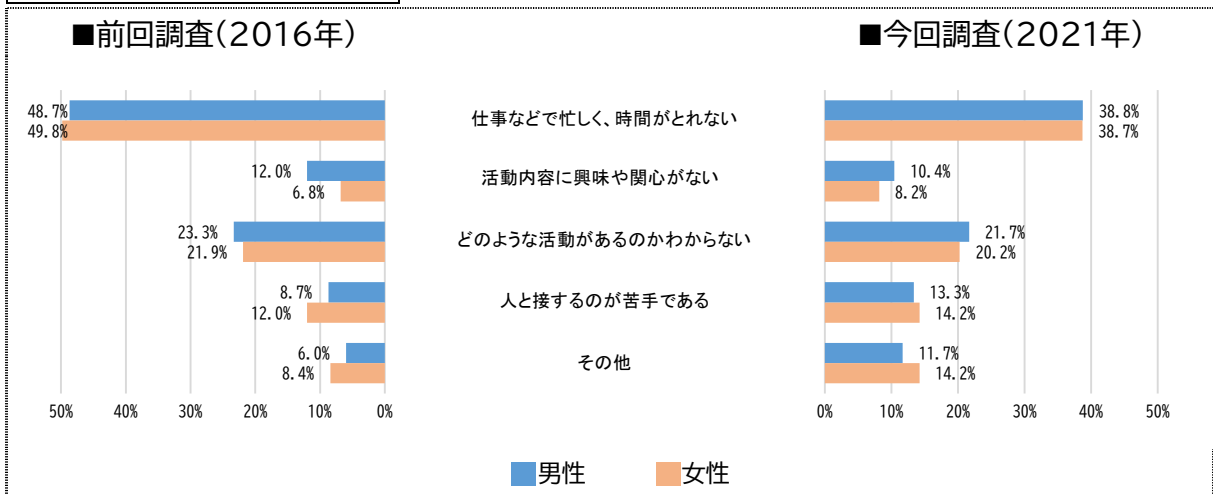
施策の方向性

地域の課題を地域で考え、解決していくためには、できるだけ多くの地域住民が自分の暮らす地域の担い手として主体的に関わることが重要になります。地域における困りごとは年々多様化しており、支援を必要とする方は増加しています。住民一人ひとりの地域への関心を高めるとともに、担い手として一歩を踏み出す方が増えることで、持続的に地域を支えることができる体制を築きます。

現状と課題

- ① 問17で現在参加している地域活動・ボランティア活動について「特に参加していない」と回答された方に、参加できない理由をお聞きしたところ、「仕事などで忙しく、時間が取れない」と答えた方が男女ともに最も多く(38.8%)となりましたが、前回調査時よりは減少しました。しかしながら「人と接するのが苦手である」と答えた方が前回調査より、男性で4.6ポイント、女性で2.2ポイント増加しており、人付き合いや近所付き合いに苦手意識をもっている方が増えている様子が伺えます。

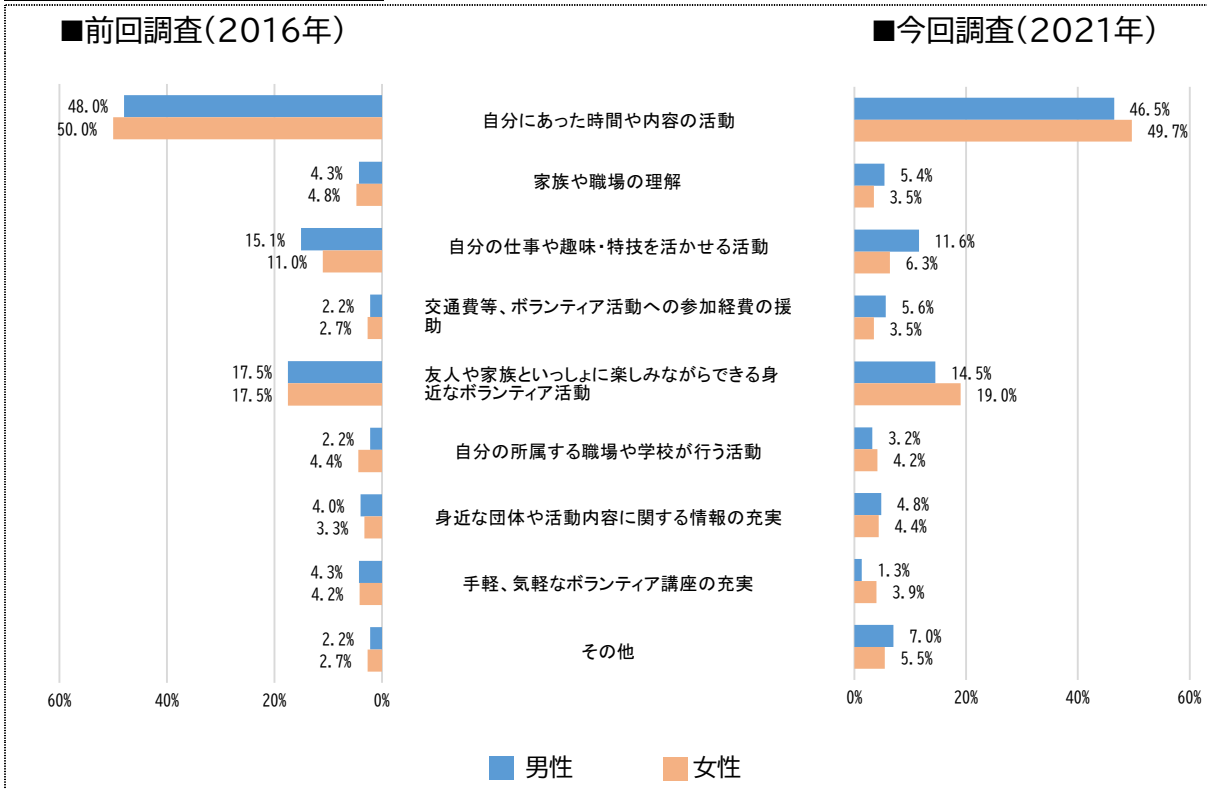
問18-2 参加していない理由



- ② 地域活動・ボランティア活動に参加しやすくなる条件についてお聞きしたところ、前回調査から大きな変化はありませんでした。「自分にあった時間や内容の活動」と答えた方が全体の48%程と最も多くなりました。「その他」には高齢や病気による体力の低下を理由に参加は難しいと答えた方が目立ちました。

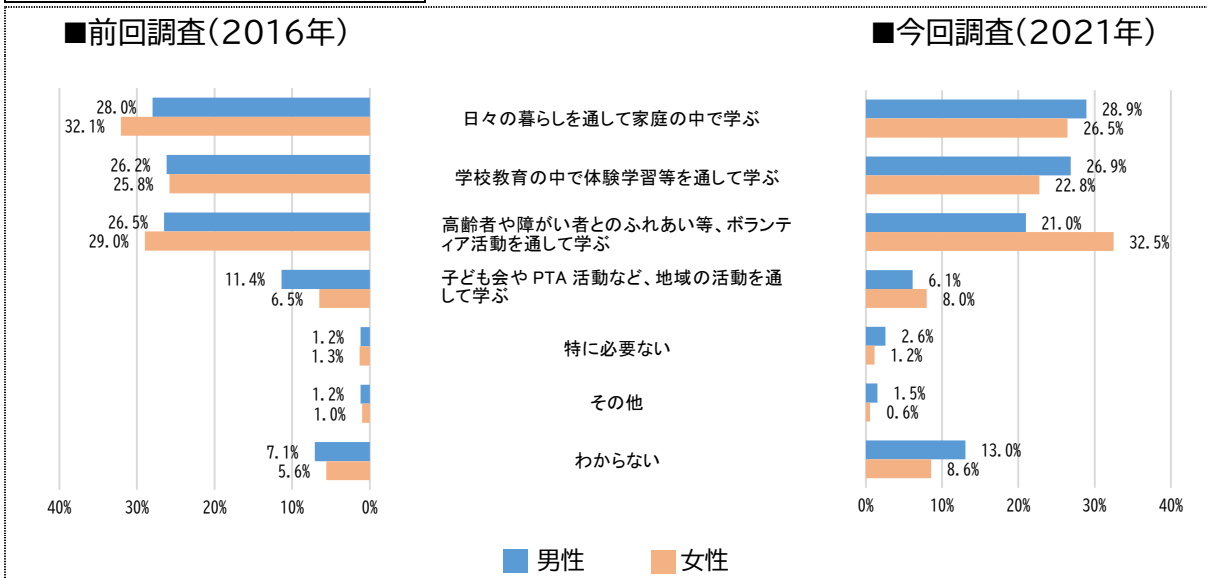
◆第4章 基本目標と施策の展開◆

問 19 参加しやすくなる条件



③ 子どもたちへの福祉教育をどのように行うのがよいかをお聞きしたところ、男性では「日々の暮らしを通して家庭の中で学ぶ」と答えた方が最も多く、女性では「高齢者や障がい者とのふれあい等、ボランティア活動を通して学ぶ」と答えた方が最も多くなりました。また、「わからない」と答えた方が男女ともに増加しています。

問 20 子どもたちへの福祉教育



施策の展開

1. ニーズや対象にマッチした活動の促進支援

ボランティア活動や地域活動に参加し、地域福祉を支える人材を育成するため、地域振興協議会や自治会等の地域団体と連携し、幅広い世代のニーズや対象にマッチしたプログラム等を考えるなど、多面的な活動支援を行っていきます。

2. 子どもの福祉教育にかかる連携体制の確立

家庭、学校、地域など様々な場面で個別に行われている子どもへの福祉教育について、関係する機関や団体がそれぞれの役割を明確化し、お互いに共通の認識を持つことで情報交換やコラボレーションなど、連絡・連携する体制を構築します。

また、子どもたちが高齢者や障がい者と交流する機会や、ボランティアとして活動する機会を通じて、高齢者や障がい者の思いに触れ、みんなにとってより暮らしやすい社会について考えることを促します。

基本目標 II 誰一人取り残さない地域づくり

(1) 地域交流の促進

施策の方向性

地域の近所づきあいや助けあいが希薄化する中、多世代で交流できる場や、豊かな人間関係を育むことができる機会を提供します。また、青少年から子育て世代、高齢者、障がいのある人など、様々な人々が気軽に立ち寄れるような場づくりを住民主体で築いていけるよう、支援していきます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「新しい生活様式」に対応していくことが求められます。交流の場についても、手洗い・手指消毒、こまめな換気、身体的距離の確保、3密の回避などに注意して、誰もが安心して参加できるような活動の支援を進めていきます。

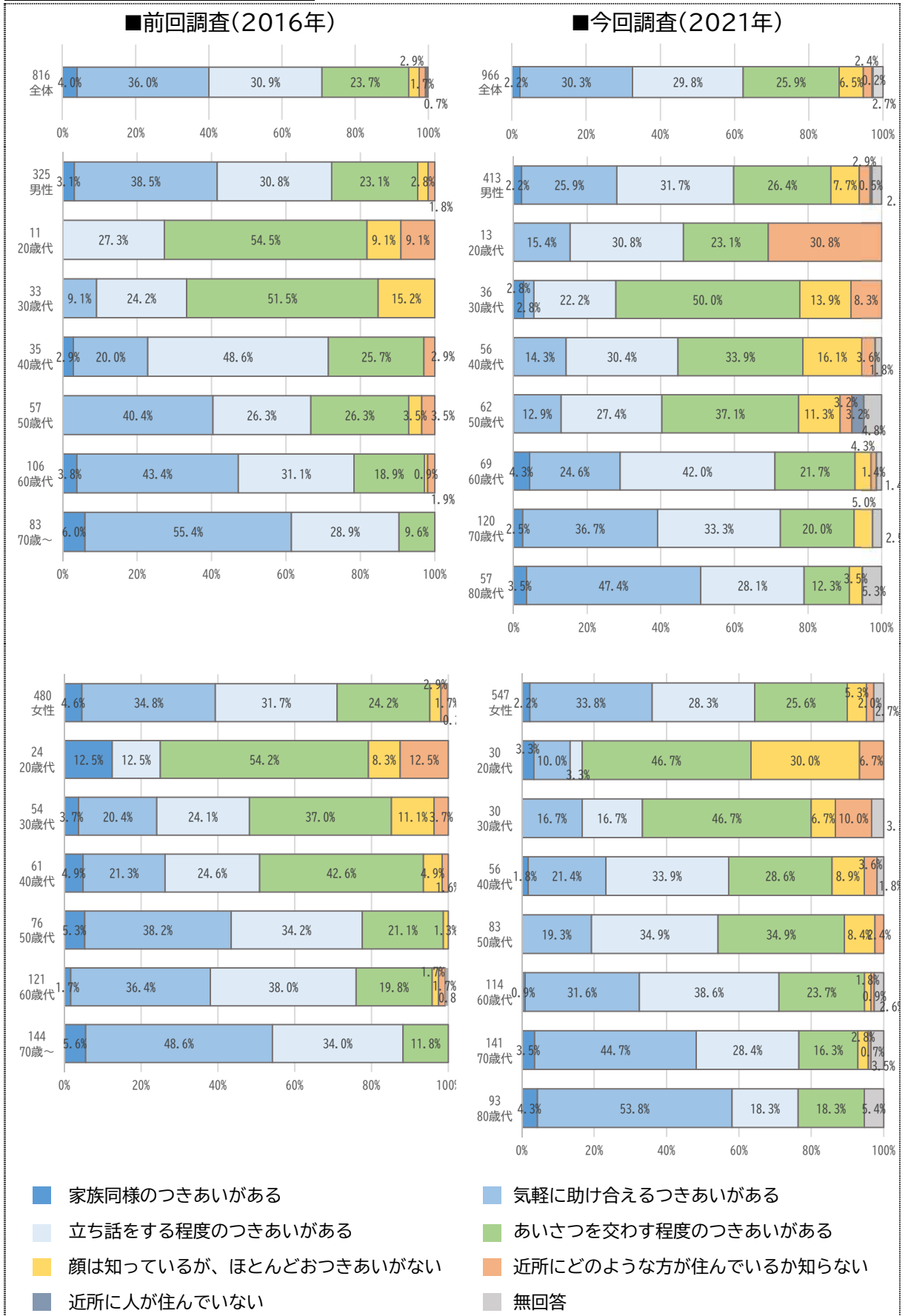
現状と課題

- ① 近隣にお住まいの方とどのようなつきあい方をしているかという問に対して、「家族同様のおつきあいがある」、「気軽に助け合えるおつきあいがある」、「立ち話をする程度のおつきあいがある」と答えた方は、前回調査時は70.9%でしたが、今回調査では62.3%に減少しています。代わって、「あいさつを交わす程度のおつきあいがある」、「顔は知っているが、ほとんどおつきあいが無い」、「近所にどのような方が住んでいるか知らない」と答えた方は、前回調査時の28.3%から34.8%まで増加しています。

年代別に前回と今回の調査結果を比較しても、ほとんど全ての年代で近隣住民との関係の希薄化が数字として表れており、特に若い年代で顕著になっています。

◆第4章 基本目標と施策の展開◆

問 13 近隣住民とのつきあい方



施策の展開

1. 顔の見える関係づくりの推進

地域の近所づきあいや助け合いの関係性が希薄化する中、すれ違いぎまのあいさつや、ちょっとした会話など、日々の暮らしの中でお互いを知る機会を作ることが大切です。

地域の中でできるだけ多くの人がお互いに顔見知りになれるよう、地域での交流や活動の場を創出し、顔の見える関係づくりに向けた取組を進めていきます。

2. 誰もが気軽に集える場づくりに向けた支援

コミュニティセンターや連絡事務所、地区公民館といった、地域の団体や住民が主体的に活動する場は、地域住民にとって身近な居場所であることから、誰もが気軽に立ち寄り相談や懇親ができる場として、引き続き充実に向けた取組を進めていきます。

集い、交流することにより、閉じこもりの予防や子育て・介護に関する不安の解消、情報交換の場としての効果も期待されます。住民の主体的な活動を促進していくために、各種団体等への支援を進めていきます。

(2) 課題の早期発見・早期対応

施策の方向性

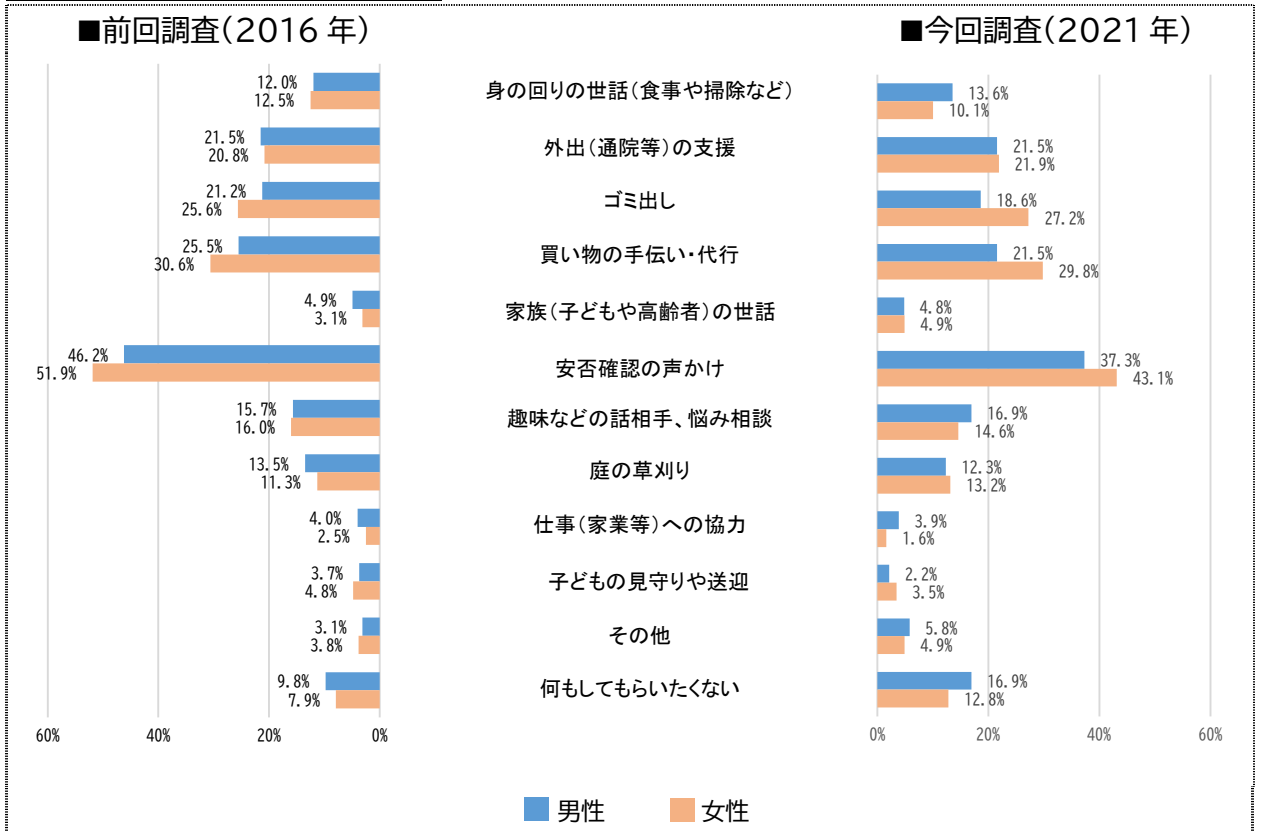
子どもの貧困や、子ども、高齢者、障がいのある人への虐待、自殺や孤立死など、地域で起こりうる様々な問題や、制度の狭間にある人が抱えている潜在的な困りごとについては、地域のつながりが希薄化することで、ますます気付かれにくくなっています。地域で暮らす人々や地域で活動する団体から、専門職や行政機関にいち早く情報が伝わることで、課題の発生予防や早期発見・早期対応につながるよう取り組みます。

現状と課題

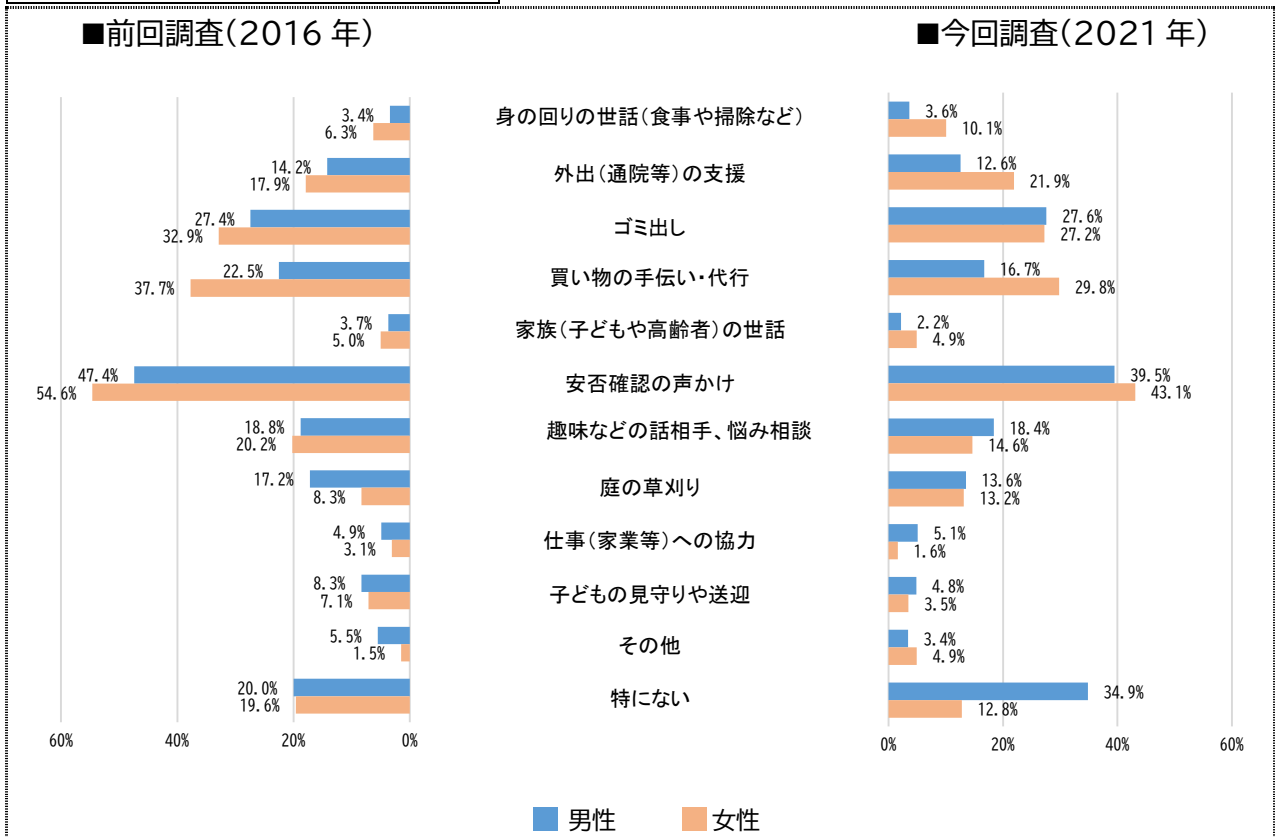
- ① 市民調査結果によると、日常生活に困ったときに、地域の方に「してもらいたいこと」について、前回調査結果から大きな変化はありませんでしたが、「何もしてもらいたくない」という方が男性で7.1ポイント、女性で4.9ポイント増加しました。また、「お手伝いしていること、またはしてもよいと思うこと」については、「特にない」と答えた男性が前回調査の20.0%から34.9%に増加しました。地域の中で助け合うことに抵抗を感じている方、または手助けしたくてもできないという方が増えてきています。

◆第4章 基本目標と施策の展開◆

問 14 地域の方にしてほしいこと



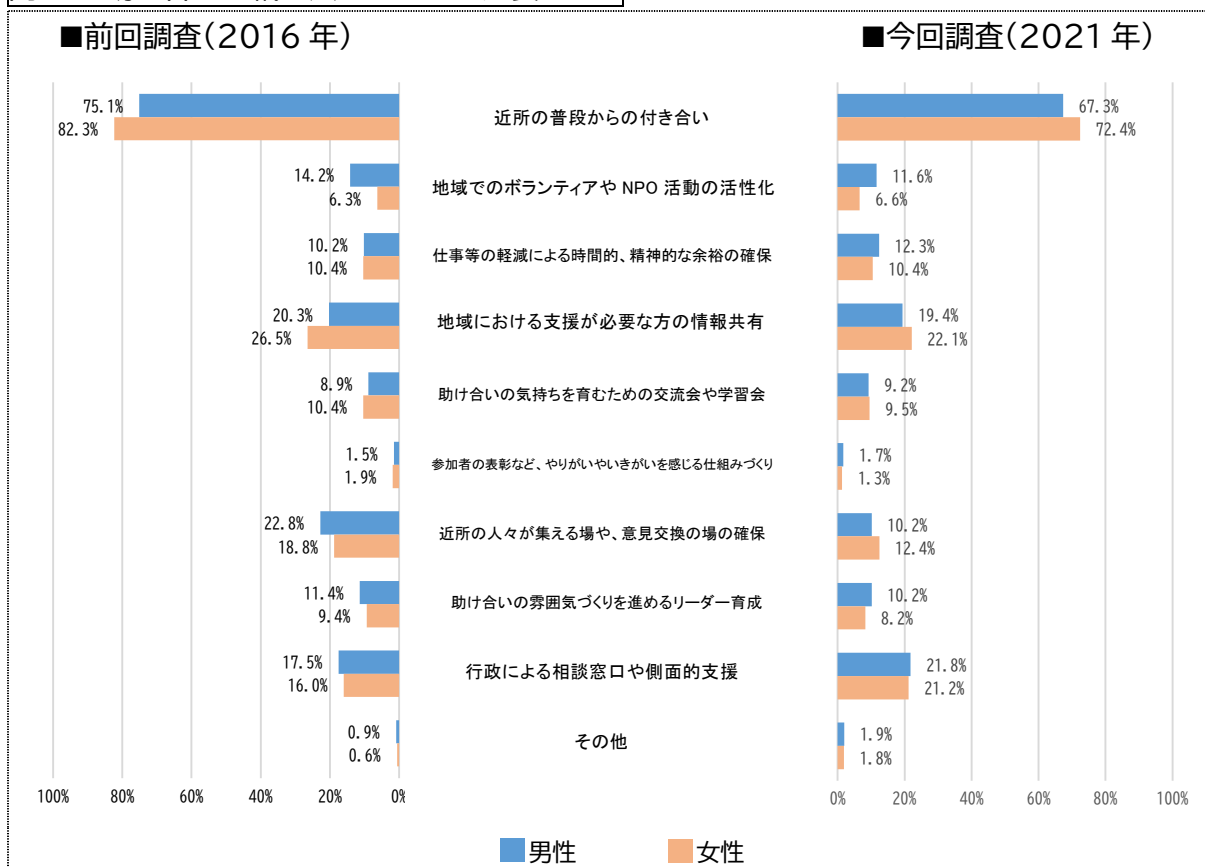
問 15 地域の方にしてあげられること



◆第4章 基本目標と施策の展開◆

② 近所、地域での「助け合いの輪」を広げていくために必要なことについてお聞きしたところ、前回の調査と同様、「近所の普段からの付き合い」を挙げる方が最も多くなりました。全体的に選択される方の割合が低下する中、「行政による相談窓口や側面的支援の充実」を挙げる方のみ増加しています。

問 16 助け合いの輪を広げるために必要なこと



施策の展開

1. 地域における支え合い・見守り・ネットワークの強化

子どもの貧困や、ヤングケアラー、子育てと介護のダブルケア、虐待など家庭環境に起因する問題や、自殺や孤立死など社会的孤立に起因する問題が社会問題となっており、身近な地域における支えあい・見守り・ネットワーク体制の充実がより一層重要となっています。

今後も自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会をはじめ、地域団体、地域に根差す福祉事業者など、団体や関係機関等の連携を促し、地域に支え合い・見守り体制を構築するための支援を行います。

(3) 地域課題の克服

施策の方向性

地域の間人関係が希薄化する中、地域住民の抱える課題は多様化・複雑化しています。課題や困りごとを的確に捉え、制度の狭間で支援の手が行き届かない人がいないよう、重層的な支援体制を構築していくことが求められます。

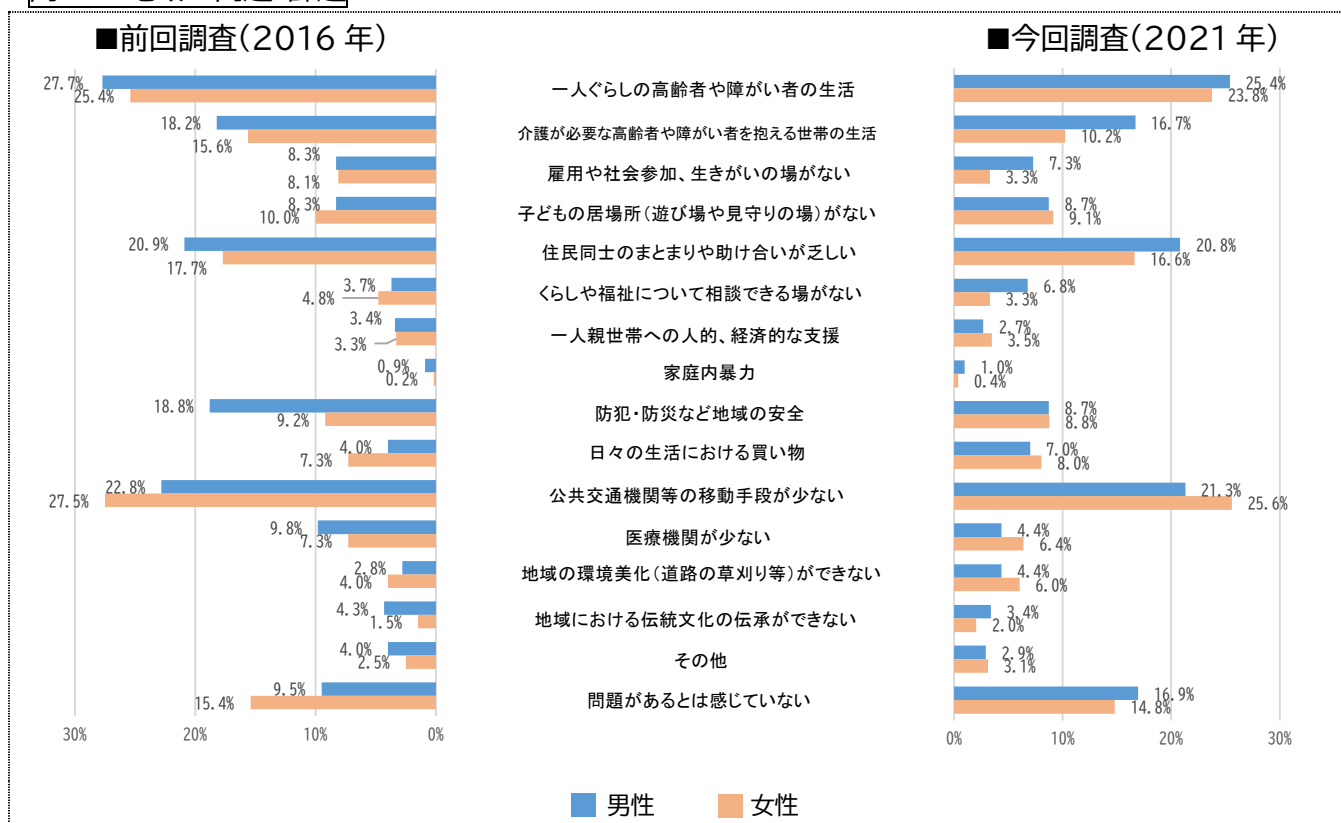
現状と課題

- ① 市民意識調査の結果によると、住んでいる地域の問題や課題について、「一人ぐらしの高齢者や障がい者の生活」を挙げた方が最も多く、次いで「公共交通機関等の移動手段が少ない」、「住民同士のまとまりや助け合いが乏しい」が挙がりました。

全体的には、前回調査から大きな変化はありませんでしたが、「防犯・防災など地域の安全」を挙げた男性が前回から10.1ポイント減少し、「くらしや福祉について相談できる場がない」や、「日々の生活における買い物」を挙げた方がやや増加しました。

また「問題があるとは感じていない」と答えた方が、男性で7ポイントほど増えています。このことは、問題を抱えている方が減っていると肯定的に捉えることもできますが、問題が潜在化していると悲観的に捉えることもできます。

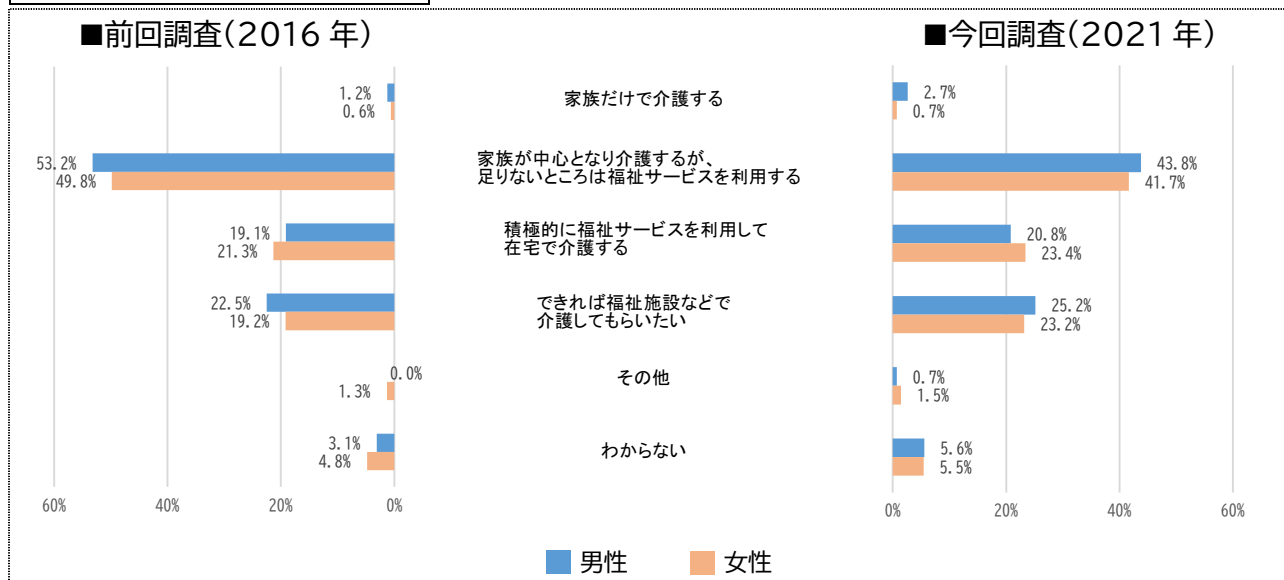
問 21 地域の問題・課題



◆第4章 基本目標と施策の展開◆

② 家族の介護に対する考えについての質問では、「家族が中心となり介護するが、足りないところは福祉サービスを利用する」と答えた方が、前回に引き続き最も多くなりました。ただし、その数は前回から、男性で△9.4ポイント、女性で△8.1ポイント減少しています。「できれば福祉施設などで介護してもらいたい」と答えた方は前回より男性で1.7ポイント、女性で2.1ポイント増加しました。

問 26 家族の介護に対する考え



施策の展開

1. 福祉団体の整備・活動支援

地域で発生する問題や課題を見逃さず、適切な支援へとつないでいくためには、地域に根差して活動する福祉団体の存在が大変重要です。引き続き福祉団体の活動を推進するための環境整備に取り組み、福祉団体が継続的に活動できるよう、必要な支援や課題について共有を図ります。

2. 地域におけるボランティアや地域活動を推進する団体の支援

地域住民が主体となって構成する団体は、地域の担い手として期待が高まる中、安定的・継続的に事業を発展させていくための課題も抱えています。活動の継続・発展のために必要な支援を行う必要があります。

また、地域団体同士の情報交換を行い、他の地域団体の事例を共有することで、活動の活性化を図っていきます。同時に専門職と地域団体の連携を促すことで、活動を点から面へ発展させていきます。

また、活動の周知や体験機会を提供することで、担い手となる人材を増やしていきます。

3. 福祉サービスの質の向上

◆第4章 基本目標と施策の展開◆

福祉サービスを必要とする方が、安心してサービスを利用できるよう、高齢・障がい・児童等の各分野のサービスの質の確保・向上に取り組めます。具体的には、事業者や関係団体との連携等によるサービス提供従事者を対象とした研修・セミナー等を開催するとともに、第三者評価などの活用を促進します。

また、安心して福祉サービスを利用することができるように、苦情相談の受付窓口の周知や、解決に向けた取組を進めます。

(4) 災害対応の強化推進

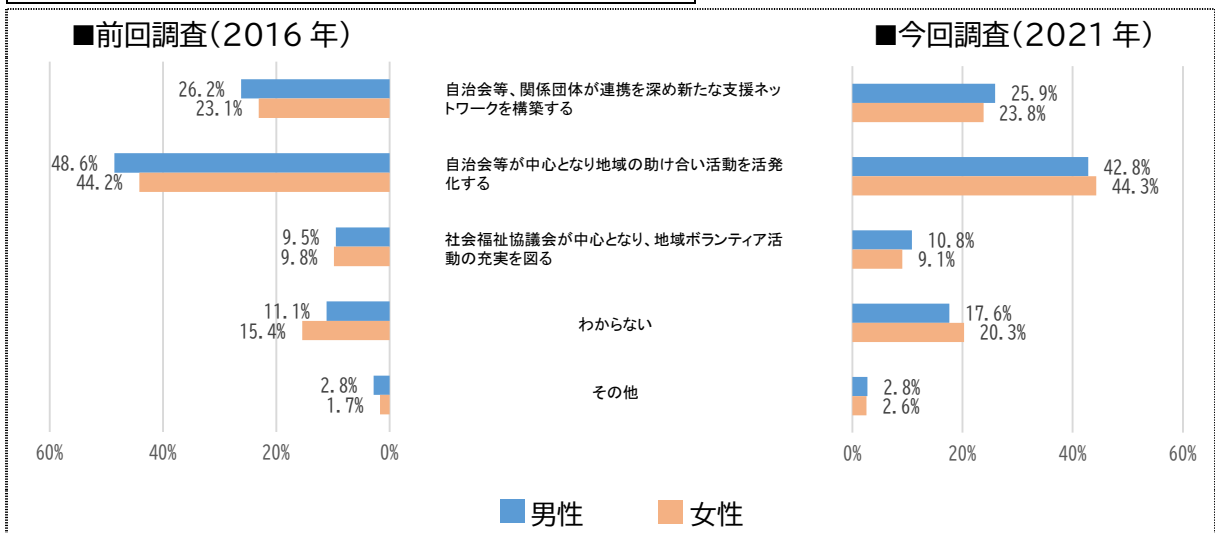
施策の方向性

災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進めるためには、地域の助け合いが重要です。災害時・緊急時に住民同士が支え合えるよう、引き続き、地域における防災意識を高める取組や避難訓練を行うとともに、各地域における避難支援体制の強化を目指します。

現状と課題

- ① 市民意識調査の結果によると、災害時の安否確認体制について、「自治会等が中心となり地域の助け合い活動を活発化する」と答えた方が最も多くなりました。前回調査と比べると、「わからない」と答えた方が、男性で6ポイント、女性で3ポイントほど増加しました。

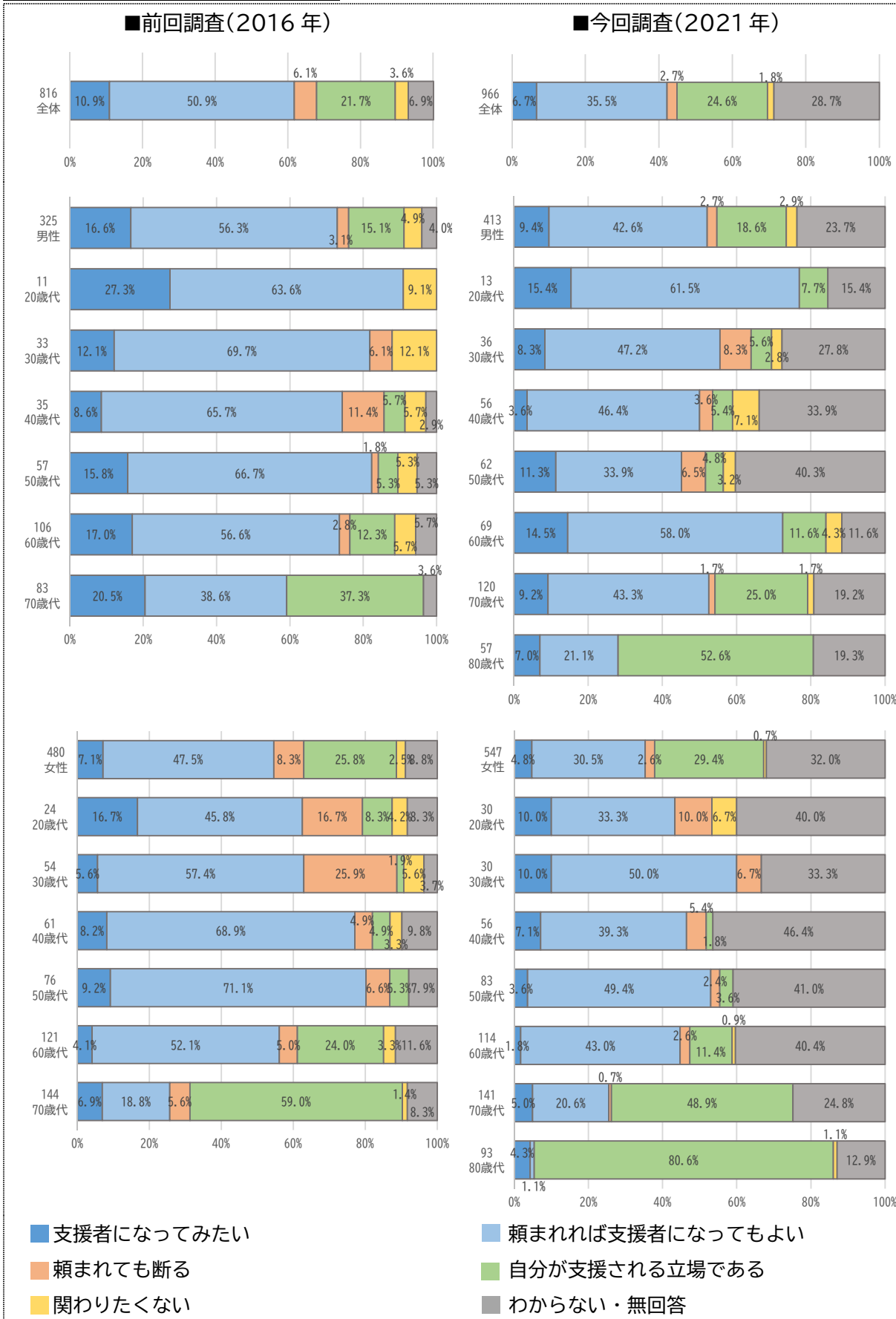
問 22 災害時における避難・安否確認の支援体制づくり



- ② 災害時や緊急時において、近隣の避難行動要支援者に対し、避難や安否確認などを行う「支援者」となることについての回答では、前回調査と比べて支援者となることに肯定的な回答をした方が19ポイントほど減少しました。また「わからない」と答えた方が全体の4分の1ほどを占めており、支援者となることに慎重な考えを持つ方が多くなっています。

◆第4章 基本目標と施策の展開◆

問 23 避難困難者の支援について



施策の展開

1. 避難所の整備・充実

災害時に備え、必要な情報や物資をあらかじめ準備しておくことは重要です。一般避難所(福祉スペースを含む)や福祉避難所の物資を充実させて、災害時に備えておく必要があります。有事の際に福祉避難所が有効に機能するように、避難者情報の更新、必要な物資の確保に加えて、避難所の運営において中心的な役割を担う防災士の育成や活動についても支援していきます。

2. 避難行動要支援者支援体制の強化

要介護認定者や重度の障がいがある人など、災害時に自分で避難することが困難な避難行動要支援者に対して適切な支援が必要です。災害時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進められるよう、平常時から区長や民生委員と情報を共有して支援体制を強化します。

また、避難行動要支援者及びその支援方法について、近隣住民の理解をさらに深められるよう、引き続き、自治会等を中心とした市民への普及啓発を行います。

基本目標 Ⅲ 多様な困りごとに応える基盤づくり

(1) 地域の基盤づくりと連携強化

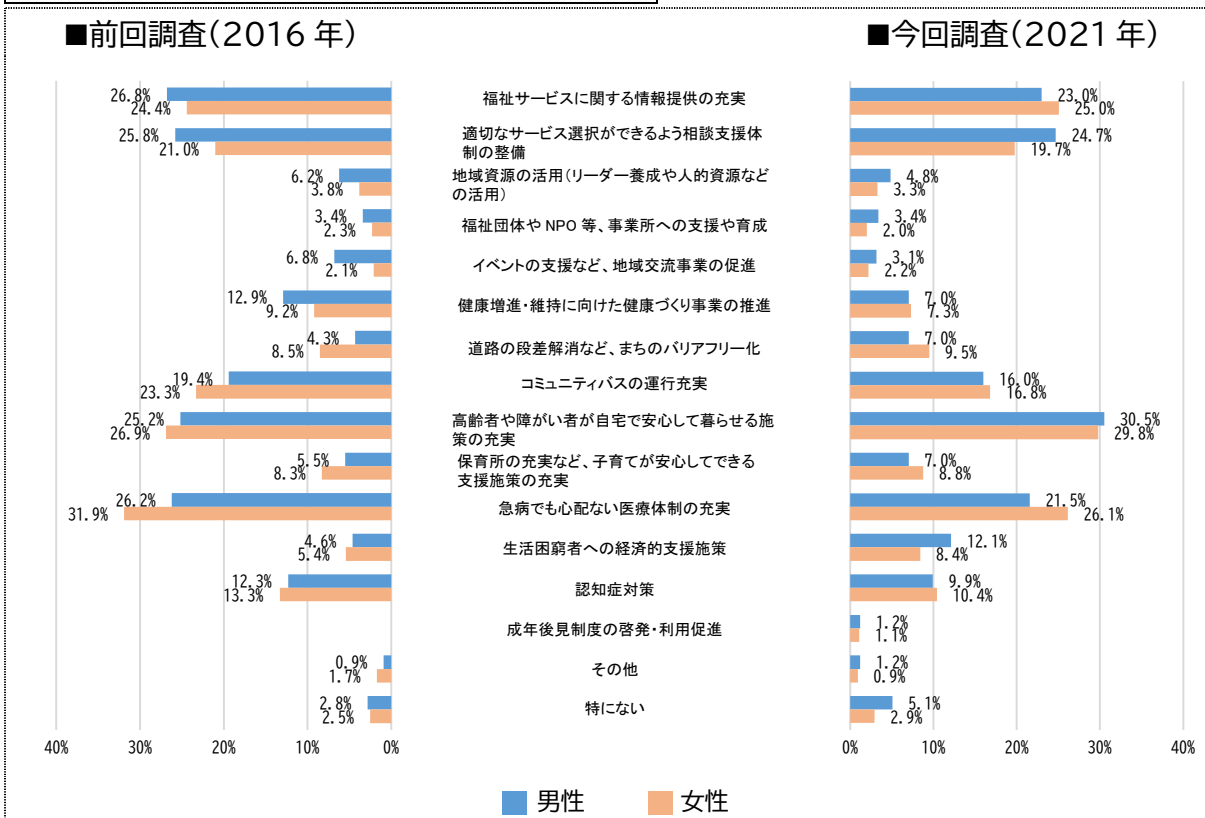
施策の方向性

近所づきあいの希薄化や、少子高齢化の進行により、人と人のつながりが弱まる状況がみられ、人と人がつながるための基盤づくりやネットワークづくりが必要となっています。地域生活課題を地域で考え、解決していくための仕組みづくりを推進します。

現状と課題

- ① 市民意識調査において、「臼杵市の福祉関連分野で特に力を入れて取り組むべき施策」についてお聞きしたところ、男女とも「高齢者や障がい者が自宅で安心して暮らせる施策の充実」を挙げた方が最も多くなりました。また、「健康増進・維持に向けた健康づくり事業の推進」、「コミュニティバスの運行充実」、「急病でも心配ない医療体制の整備」を挙げた方が減少し、「生活困窮者への支援施策」を挙げた方が増加しました。

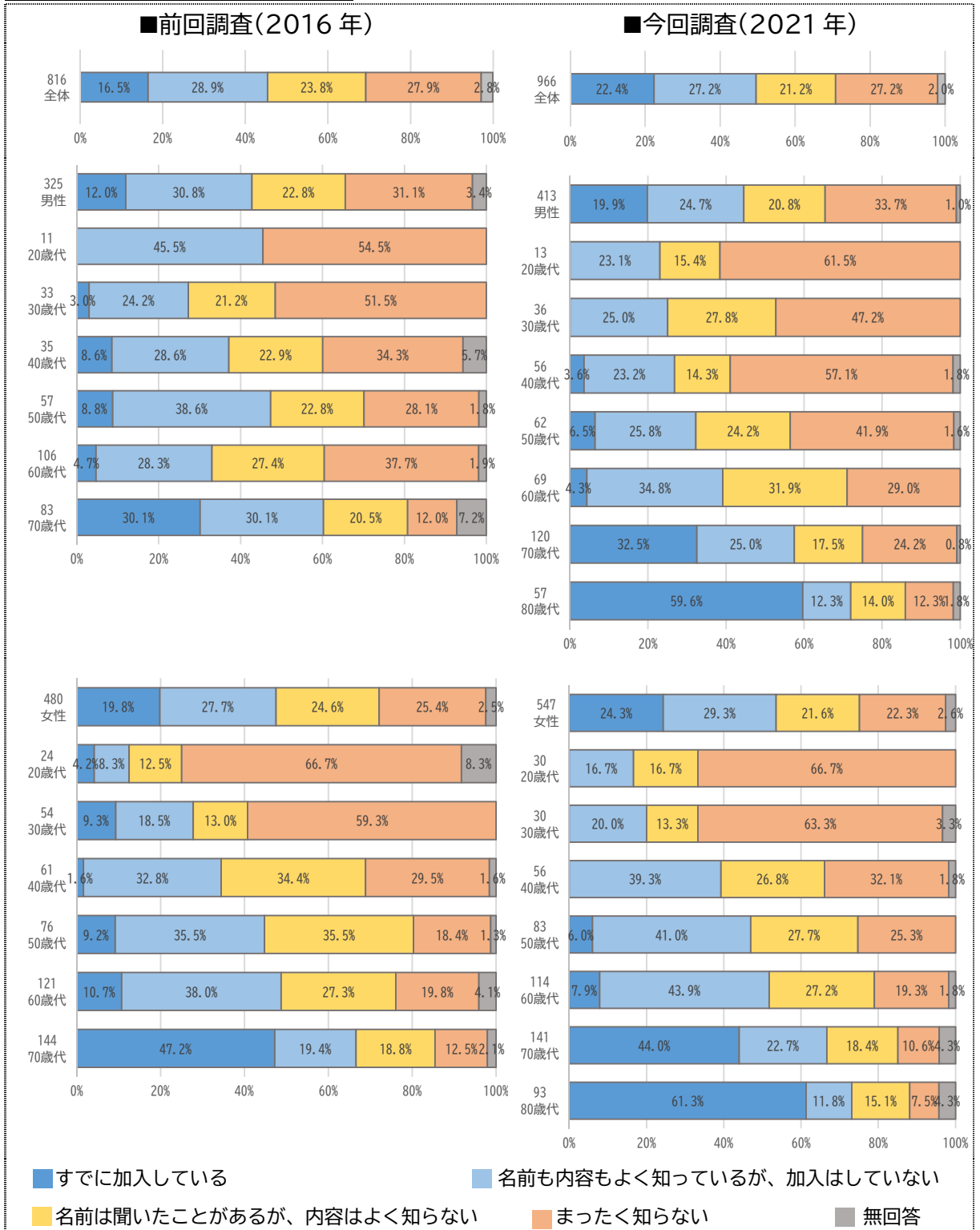
問 33 特に力を入れて取り組むべき福祉関連施策



◆第4章 基本目標と施策の展開◆

② 白杵市の「安心生活お守りキット」についてお聞きしたところ、前回調査と比べて事業の認知度は上昇しました。ただし、加入の対象となる70歳代の男性でも23%の方が「まったく知らない」と答えており、今後も引き続き事業の周知と加入促進に向けた取組が必要です。

問 31 お守りキット事業の認知度

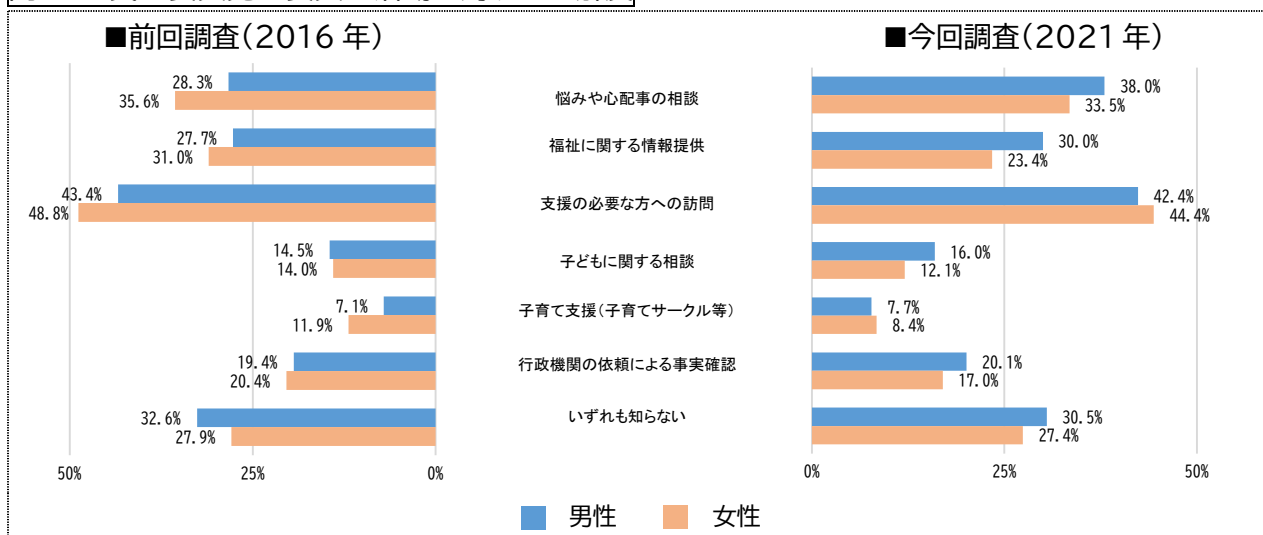


◆第4章 基本目標と施策の展開◆

③ 民生委員・児童委員の活動で知っている内容については、「支援の必要な方への訪問」が最も多く、次いで「悩みや心配事の相談」、「福祉に関する情報提供」が多くなりました。

前回調査と比べると、男性の認知度は上昇しましたが、女性の認知度はすべての選択肢で低下しました。

問 35 民生委員児童委員の活動に対する理解度



施策の展開

1. 様々な職種や機関との連携・協力による包括的な取組の推進

住民が抱える困りごとが多様化・複雑化し、これまでの取組や既存の支援では解決に結びつけることが難しい状況の中で、行政をはじめとする様々な主体が、お互いに協働して課題解決に取り組む体制づくりを推進することにより、地域共生社会の実現を推進していきます。

2. 民生委員・児童委員の活動環境の整備

民生委員・児童委員は、高齢者や障がいのある人、子育て中の親などから様々な相談を受け、必要に応じて関係機関につなぐなど、地域福祉を支える人材として非常に重要な役割を担う存在です。住民の抱える困りごとが多様化・複雑化していくことは、民生委員・児童委員に求められる活動や知識が増加していくことを意味します。これらの負担を軽減し、活動しやすい環境づくりを目指します。

3. 福祉人材の確保・育成への支援

住民の困りごとが多様化・複雑化する中で、特定の専門分野だけでなく、複合的な課題に対して多方面から課題を見つめ、地域の課題解決につなげられる人材が求められています。

包括的な支援体制を実現するために、社会福祉協議会をはじめ、関係機関が協働して人材育成を進め、知識・技術を習得することに対する支援や、事業者等の人材確保につながる支援を進めていきます。

(2) 包括的相談支援体制の推進

施策の方向性

地域には、相談窓口がいくつかあることから、各相談窓口は、受けた相談内容に応じて他の関係機関等と連携し、相談者にとって適切な支援につなげることが必要です。

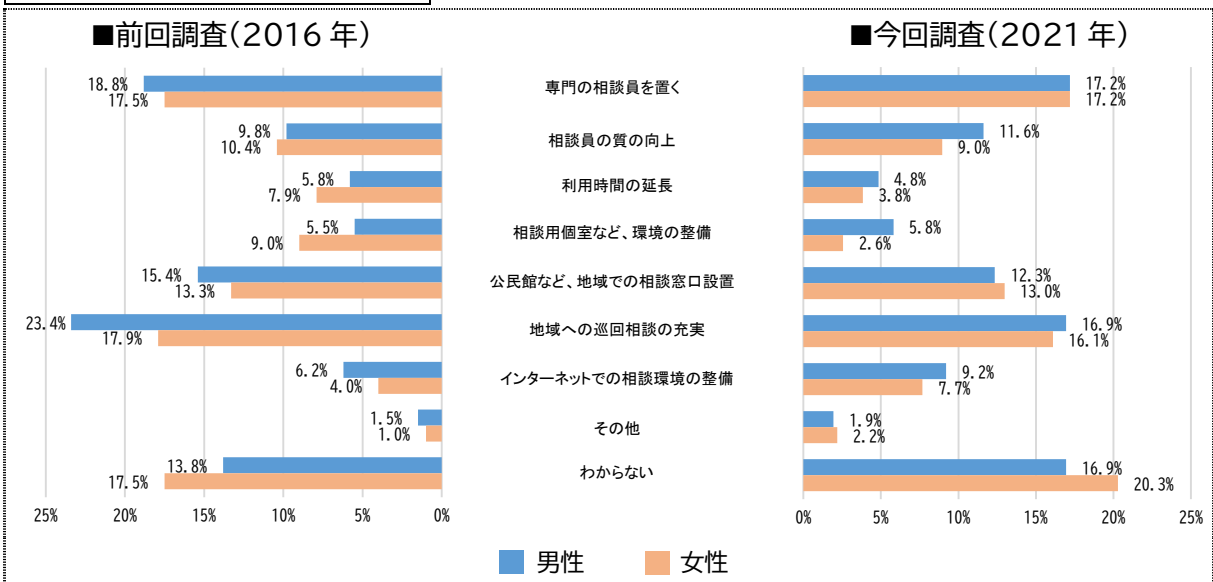
相談者の困りごとに対して適切に対応するために、各相談機関や関係機関が相互に連携し、包括的に相談支援を行う体制づくりをより一層進めます。

さらに、長期間ひきこもりの状態にある人やダブルケア、ヤングケアラーなど、顕在化しにくい課題を抱える人を早期に見つけ、必要な支援につなげる仕組みづくりや、地域の中で住民同士が気軽に立ち寄り、必要な情報の提供や相談等が行える場づくり等を推進します。

現状と課題

- ① 市民意識調査結果によると、「行政の相談窓口を利用しやすくするために必要なこと」について、「専門の相談員を置く」、「地域への巡回相談の充実」、「公民館など、地域での相談窓口設置」と答えた方が多くなりました。また、前回調査との比較では「インターネットでの相談環境の整備」と答えた方がやや増加しています。同じく「わからない」と答えた方も増加しており、気軽に相談できる体制づくりの困難さを表しています。

問 25 行政相談窓口の利用促進

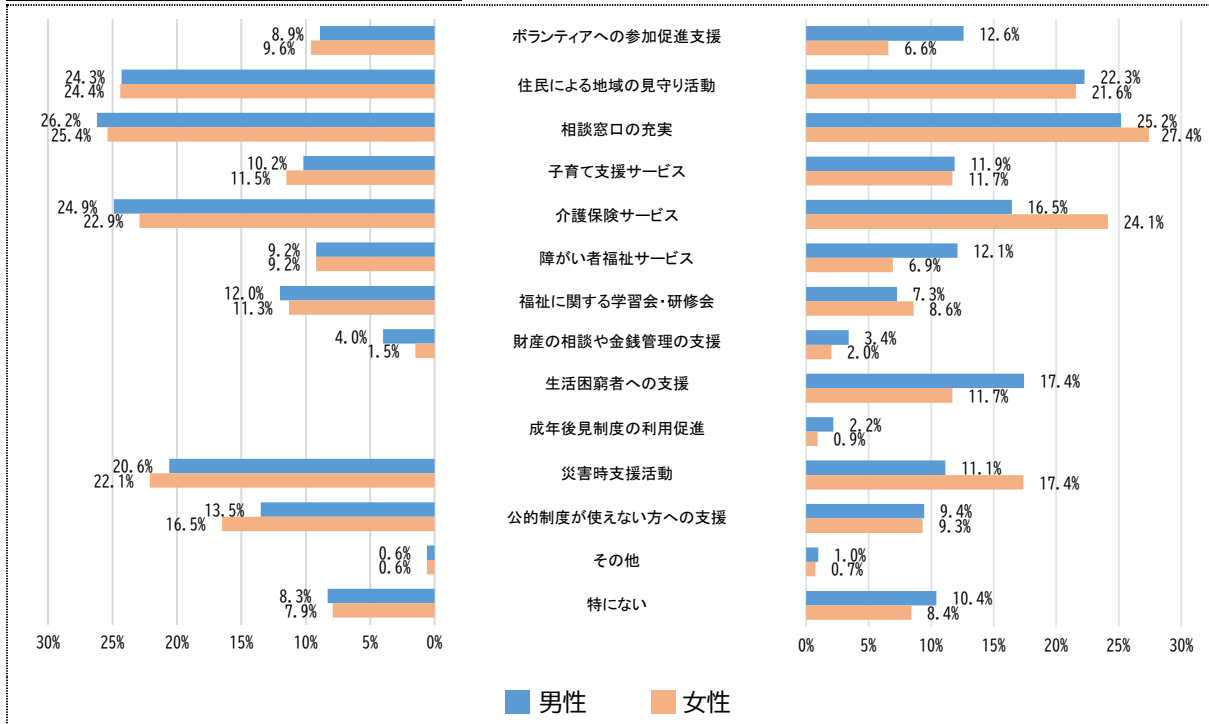


- ② 白杵市社会福祉協議会の取組で今後充実してほしいものについての調査結果によると、「相談窓口の充実」と答えた方が最も多く、次いで「住民による地域の見守り活動」、「介護保険サービス」、「生活困窮者への支援」、「災害時支援活動」が挙げられました。また、「特にない」と答えた方の9割は、「社会福祉協議会という組織を知っていますか」という問いに、「名前知っているが、活動の内容は知らない」または「名前も活動内容もよく知らない」と答えていることから、社

◆第4章 基本目標と施策の展開◆

会福祉協議会の目的や期待される役割について、広く住民に知ってもらうための取組が必要です。

問 37 社会福祉協議会の重点施策



施策の展開

① 地域における福祉相談窓口の充実

白杵市では地域振興協議会ごとにコミュニティセンターや地区公民館、連絡事務所等を設置しています。市役所や専門機関などにわざわざ相談に行くほどではない疑問や困りごとについて、地域の集まりや催しで立ち寄った際に気軽に相談していただける体制づくりを検討します。

② 相談支援ネットワークの整備

住民にとって身近な相談の場が広がり、行政や関係機関だけでなく医療・福祉といった民間事業者など、様々な相談の場が増えることで、どこに相談すべきか迷ってしまうこともあります。

住民の抱える課題が複雑化・複合化していく中、包括的な支援体制の構築が求められていることから、高齢、障がい、子育て、生活困窮といった分野を超えて支え、どの相談窓口を選んでも、適切な機関につながるような体制をつくります。

③ 生活困窮者の自立に向けた生活・就労支援の推進

生活困窮者に対して、社会福祉協議会を中心とした支援の充実を図るとともに、地域の関係機関等とのネットワークを強化し、自立に向けた生活支援、就労支援を含めた包括的な支援を進めていきます。

(3) 権利擁護のための支援の充実

施策の方向性

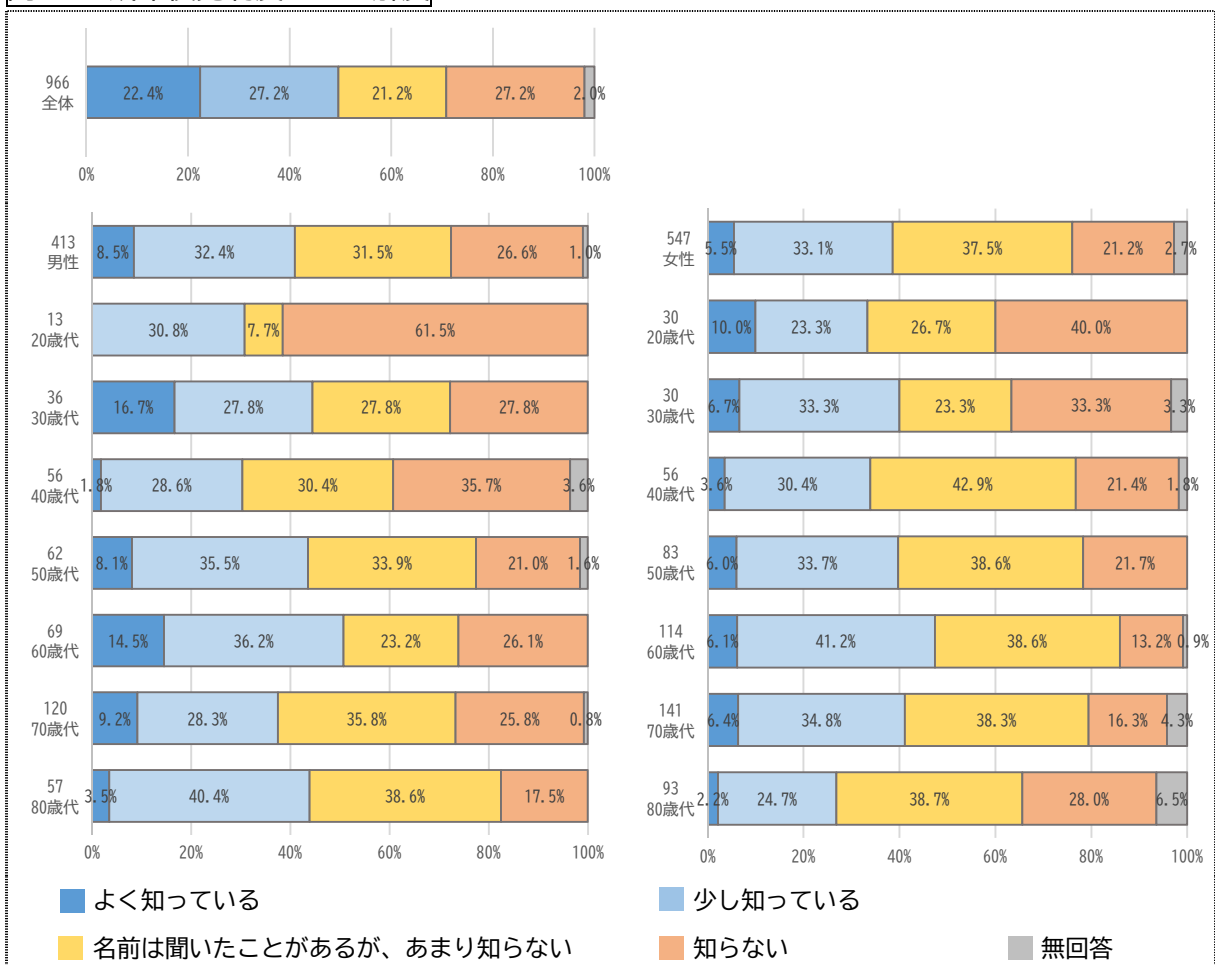
認知症や障がいなどの理由で、日常生活における意思決定や、判断を行うことに困難を抱える人に対して、本人の意思決定を尊重しながら、その意思決定を支援する取組が必要です。

成年後見制度や日常生活自立支援事業などの啓発活動を進め、制度を必要としている人が必要となった時に利用することができるように、本人やその家族を含めて広く住民への制度の周知・利用の促進を行います。

現状と課題

- ① 市民意識調査結果によると、「成年後見制度についてどのくらい知っていますか」という問について、「知らない」と答えた方が27.2%でした。年代別で見ると、高齢になるにつれて認知度が高まる傾向にありましたが、男女とも40歳代の理解度が低くなっています。この世代は近い将来に親の介護などに関わる可能性があることから、そういった事態に備えた普及啓発が必要です。

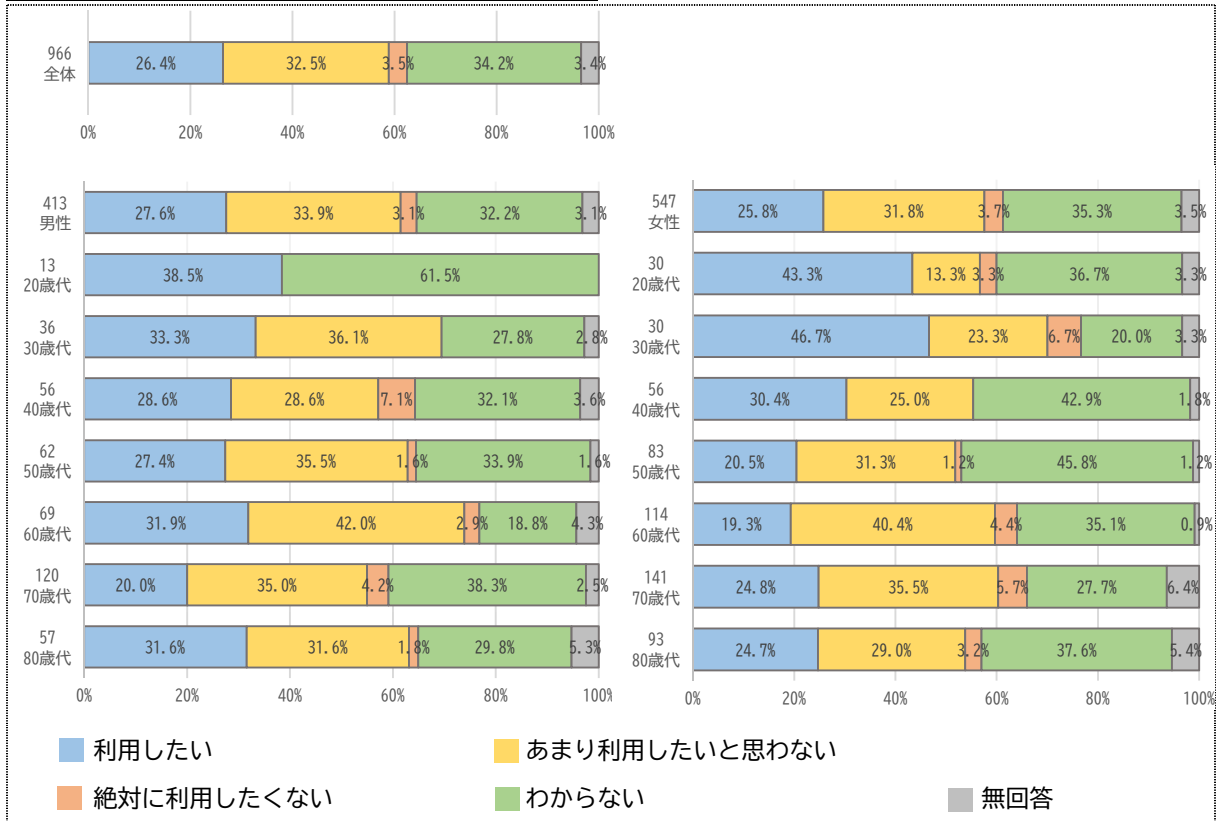
問 27 成年後見制度への理解度



◆第4章 基本目標と施策の展開◆

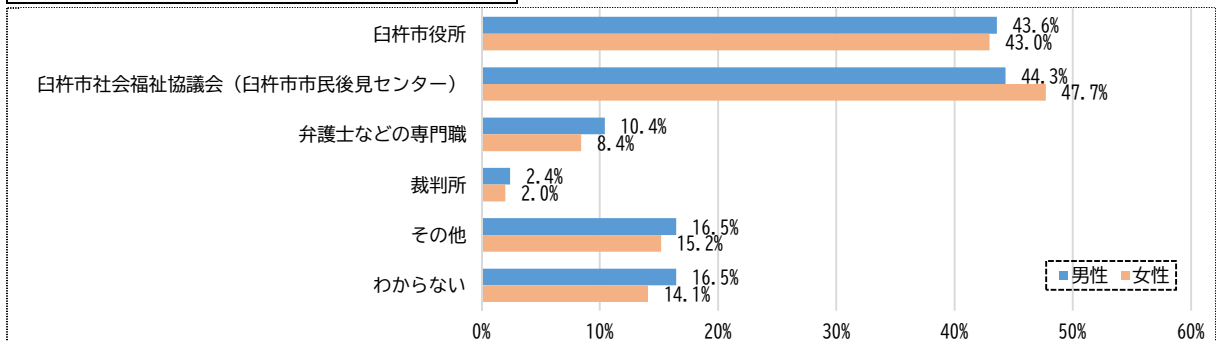
② 市民意識調査結果によると、「自身の判断能力が不十分になった場合に、成年後見制度を利用することについて」という問に対し、「わからない」と答えた方が34%、「あまり利用したくない」と答えた方が32%、「利用したい」と答えた方が27%となりました。世代間や男女間に大きな差はなく、あらゆる世代に向けた制度内容の更なる普及啓発活動が必要です。

問 28 成年後見制度を利用することについて



③ 「成年後見制度について知りたいと思った場合、どこに相談してみようと思いますか」という問について、「白杵市社会福祉協議会(白杵市市民後見センター)」と「白杵市役所」を挙げた方がほぼ同数という結果になりました。どちらも相談窓口を設けていますので、成年後見制度の相談先としてさらに周知をすすめ、相談先がわからないという方を減少させる取組が必要です。

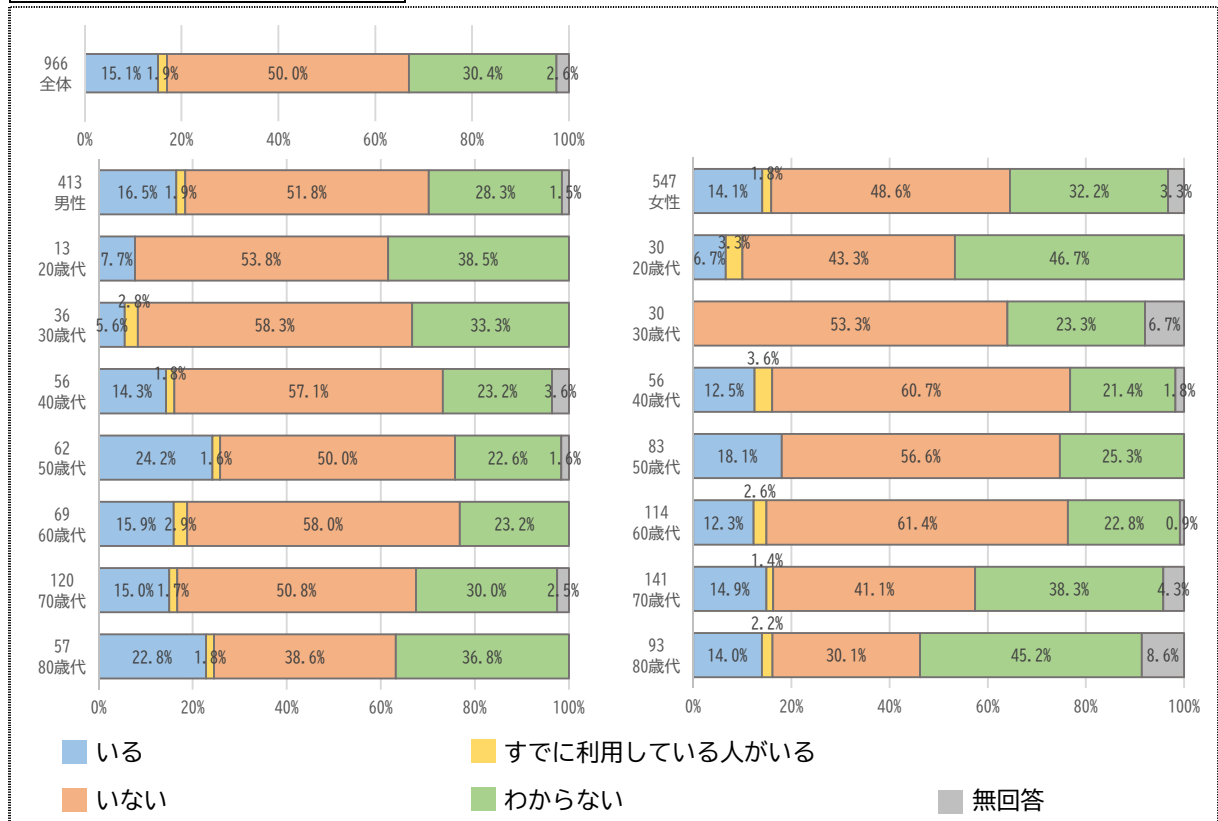
問 29 成年後見制度についての相談先



◆第4章 基本目標と施策の展開◆

- ④ 「あなた自身もしくは周りの方で成年後見制度が必要な方、または近い将来必要になりそうな方はいますか」という問について、「いる」と答えた方が 15%程いました。「すでに利用している人がいる」と答えた方が 2%程でしたので、成年後見制度に対する需要はますます高まっていくことが予想されます。

問 30 成年後見制度の必要性



施策の展開

1. 成年後見制度の更なる周知と利用の促進

日常生活における判断に困難を抱える人の権利擁護と、適切な支援を行うための一助となるのが成年後見制度です。多くの方が、成年後見制度の内容を正しく理解し、適切な利用につながるよう、今後も制度の周知等を進めていきます。

また、自分らしい生活を守るための制度として、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、取組を進めます。

2. 成年後見人となる人材の育成

核家族化や高齢化の進展により、高齢独居世帯や高齢者のみで構成される世帯が増加することで、家族の支援が得られず成年後見制度の利用が必要となる方はますます増えることが予想されます。後見人を必要とするすべての人を支援するため、後見人となる人材の育成を進めることが急務となります。

(4) 人権や福祉に関する意識の醸成

施策の方向性

地域共生社会の実現に向けて、多様性に対する偏見や差別意識の解消、社会的弱者への虐待防止、認知症への理解など、人権擁護について、関心のある人だけでなく、普段意識をしていない人に向けても意識啓発を行い、一人ひとりが互いの個性や価値観の違いを認め合い、地域の中でともに支え合い、助け合う意識づくりを推進します。

現状と課題

誰もが安心して住み続けられるまちづくりには、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、困ったことがあったら支え合う、助け合う、人と人のつながりが必要です。

しかしながら、未だ地域社会においては、同和問題(部落差別)や女性、DV 被害者、障がいのある人等に加え、性的マイノリティ、インターネット上の誹謗中傷、コロナ禍による偏見・差別など、複雑化、多様化する人権問題に苦しみ、社会的に孤立したり、排除されたりしている人がいるのが実情です。

これらの問題の解決に向けて、関係機関や民間事業者等と連携を図りながら、取組を推進することが求められています。

施策の展開

1. 人権問題について考える機会の提供

より多くの人に福祉や人権にかかわる様々な問題に関心を持ち、講演会や学習会、交流行事などに参加してもらえるよう取り組みます。

2. 福祉に関わる人たちへの人権教育の推進

困りごとを抱えた人たちと接する機会の多い福祉関連事業者や民生委員・児童委員、地域団体、ボランティア団体など、人権教育を必要とする人たちが、継続的に学ぶことができるよう取り組みます。

(5) 再犯防止を推進するための取組(臼杵市再犯防止推進計画)

1 計画の背景

全国の刑法犯の認知件数は平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14（2002）年にピークを迎えたが、その後減少に転じて、令和元（2019）年には、戦後最少を記録しました。

一方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成18年（2006）年をピークとして、その後は漸減状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（以下「再犯者率」という。）は一貫して上昇し続け、令和元（2019）年には約50%に及ぶなど、安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性が指摘されています。

こうした中、国では、平成28（2016）年12月に再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）が制定されました。

推進法において、政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）を平成29（2017）年に策定しました。

大分県においても、平成31（2019）年4月に「大分県再犯防止推進計画」が策定されました。

2 計画の趣旨・目的

犯罪や非行をした人たちの中には、生きづらさを抱え、社会の中で孤立している人や、高齢者や障がいのある人など福祉による支援や配慮が必要な人など、様々な困難や課題を抱えている人が多くいます。

そのような中で、犯罪や非行から立ち直ろうとしても、安定的な仕事や住居を確保することができず生活が不安定になってしまうことや、地域社会とつながることができないまま孤立してしまうこと、また行政からの必要な支援を受けるための情報を得られないことなどにより、社会復帰ができずに再び罪を犯してしまう人も少なくありません。

犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援する施策を総合的かつ計画的に推進することで、犯罪をした人等が社会の一員として復帰することができるようにし、全ての市民が犯罪による被害を受けることのない、だれもが住み慣れたまちで安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、「臼杵市再犯防止推進計画」を策定します。

3 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。
また、国や大分県の再犯防止推進計画を勘案するとともに、「臼杵市地域福祉計画」と一体的に策定しますので、計画期間は令和4年(2022年)4月～令和9年(2027年)3月とします。

4 基本方針および重点課題

(1) 基本方針

国の再犯防止推進計画では、再犯防止推進法の基本理念を踏まえて目指すべき方向・視点として5つの基本方針を設定しています。

本市においても、国・県と連携して施策を推進するため、次の5つを基本方針とします。

【5つの基本方針】

- ① 犯罪をした人等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる人と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、国・県・市・民間団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。
- ② 犯罪をした人等が、その特性に応じ、切れ目なく、再犯を防止するために必要な支援を受けられるようにします。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした人等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行います。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者からの意見等により見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとします。
- ⑤ 市民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした人等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く市民の関心と理解が得られるよう取り組みます。

(2) 重点課題

本市では、再犯防止推進法に規定する基本的施策及び国・県の再犯防止推進計画を踏まえ、5つの基本方針を踏まえ4つの重点課題を掲げ、施策の方向と個々の取組事項を設定し、国や県、民間団体等と連携を図りながら取り組めます。

【4つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用促進
- ③ 学校等と連携した修学支援及び非行の防止
- ④ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

5 重点課題における取組事項

重点課題① 就労・住居の確保

【現状・課題】

国の推進計画では、刑務所に再び入所した人のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっています。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯に結び付きやすいことが明らかになっています。

また、刑事施設を満期で出所した者のうち約5割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していることや、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかとなっています。

安定した生活を送るため、就労と住居を確保することが再犯防止に向けた重要な課題です。

【取組事項】

○生活困窮者自立支援制度における自立相談支援(市社協)

生活にお困りの方からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、当該相談者の自立の促進を図るための支援計画の作成や関係機関との連絡調整等を行います。

○生活困窮者自立支援制度における就労準備支援(市社協、ワーカーズコープ)

直ちに就職が困難な方に対して、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、就労体験、履歴書の書き方などの支援を行うことにより、一般就労に従事する準備としての基礎能力を形成します。

○公営住宅等での受け入れ(福祉課、都市デザイン課)

住宅・福祉部局間の連携により、住宅に困窮する方へ随時入居が可能な公営住宅等の情報提供を行います。

○生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の支給(市社協)

◆第4章 基本目標と施策の展開◆

離職等で経済的に困窮し、住宅を失った方、又は失うおそれがある方に対して、家賃相当分の住居確保給付金を支給(有期)することにより、安定した住宅確保と就労による自立に向けた支援を行います。

重点課題② 保健医療・福祉サービスの利用支援

(1)高齢者・障がい者等への支援

【現状・課題】

国の推進計画では、高齢者(65歳以上の者)が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の者が、出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

高齢者や障がいのある人等が出所後、適切な保健医療・福祉サービスを受けることができるよう、高齢者や障がいのある人の状況の把握と、特性を踏まえたきめ細やかな支援を実施するための体制を充実させることが課題です。

【取組事項】

○地域包括支援センターコスモス(高齢者支援課)

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるように、元気な人から介護の必要な人まで、健康の維持、保健・福祉・医療の向上のためのさまざまな相談を幅広く受け付け、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが連携し、総合的に支援します。

○障がい者相談支援センターすくらむ(福祉課)

障がい者、障がい児の保護者、障がい児(者)の介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

○生活困窮者自立支援制度における自立相談支援(市社協)

生活にお困りの方からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、当該相談者の自立の促進を図るための支援計画の作成や関係機関との連絡調整等を行います。

○生活保護(福祉課)

病気や失業その他の事情により生活できなくなった人に対し、自立できるまでの間最低限度の生活を保障し、自立を援助します。

○ちあぽんと(子ども子育て課)

0歳～18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に対応します。社会福祉士、心理士、家庭相談員、保健師などが相談に応じ、利用できるサービスの紹介やカウンセリングを行います。

また、児童虐待の対応やひとり親家庭の母子・父子相談窓口も設置しています。

○精神保健福祉相談(福祉課)

心の悩みや不安があるなど、心の健康に関する相談に応じて、関係機関と連携を図り、適切な支援を行います。

(2)薬物依存者への支援

【現状と課題】

全国では、覚醒剤取締法違反による検挙者数は毎年 1 万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、新たに刑務所に入所する人の約 3 割が覚醒剤取締法違反によるものとなっています。

薬物等の乱用は、犯罪行為であると同時に、薬物依存の一症状でもあるため、犯罪をした人等であっても、薬物依存という精神症状に苦しむ地域の生活者であり、犯罪者という偏見や先入観なく、薬物依存からの回復と社会復帰を目指す支援対象者として継続的に支援していくことが重要です。

また、薬物依存は他の犯罪に比べ再犯リスクが高いことから、再犯防止に向けた献身的な配慮が必要です。

【取組事項】

○精神保健福祉相談(福祉課)

心の悩みや不安があるなど、心の健康に関する相談に応じて、関係機関と連携を図り、適切な支援を行います。

重点課題③ 学校等と連携した修学支援及び非行の防止

(1)就学支援

【現状と課題】

全国の高等学校進学率は、98.5%であり、ほとんどの人が高等学校に進学する状況にありますが、その一方で、少年院入院者の 28.9%、入所受刑者の 37.4%が中学校卒業後に高等学校に進学していません。

こうした状況から、犯罪をした人等の継続した学びや進学・復学のための支援を充実させることが必要です。

【取組事項】

○ちあぽーと(子ども子育て課)

0歳～18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に対応します。社会福祉士、心理士、家庭相談員、保健師などが相談に応じ、利用できるサービスの紹介やカウンセリングを行います。

また、児童虐待の対応やひとり親家庭の母子・父子相談窓口も設置しています。

◆第4章 基本目標と施策の展開◆

○就学援助制度(学校教育課)

経済的理由により子どもを小・中学校及び義務教育学校に就学させることが困難な保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助します。

○奨学金制度(保険健康課)

学業人物ともに優秀で、かつ、経済的理由により修学困難な人に対し資金を給付、又は貸与します。

(2)非行の防止

【現状と課題】

非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する人も多く、全国で少年院入院者の36.8%、入所受刑者の24.6%が高等学校を中退しています。

非行に走る少年を生まないためにも、学校や地域の関係機関等が連携し、児童生徒の見守りといった非行の未然防止に向けた取組を継続的に進めることが必要です。

【取組事項】

○社会を明るくする運動(福祉課)

毎年7月に全国展開される社会を明るくする運動強調月間において、白津保護区保護司会を中心に更生保護団体や地域関係者等によって取り組まれる様々な活動を支援します。

○社会を明るくする運動作文コンクール(保護司会)

社会を明るくする運動作文コンテストの応募について、小中学校に依頼します。

○専門家による教育相談(学校教育課)

小中学校等にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います

重点課題④ 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

(1)民間協力者の活動の推進

【現状と課題】

再犯防止の取組は、更生保護行政を担う国と、住民に身近な県・市町村、保護司、更生保護女性会等の民間協力者が相互に連携して取組を進めることが重要です。

国計画によると、地域における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において・犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司や、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会をはじめとした、多くの民間ボランティアの協力により支えられています。また、更生保護法人を始めとする様々な民間団体等による、犯罪をした者等の自発的な社会復帰に向けた支援活動も行われており、こうした活動による、地域社会における「息の長い」

◆第4章 基本目標と施策の展開◆

支援が必要とされています。

今後も、更生保護ボランティア活動等に対する支援の充実を図るとともに、広報啓発活動を推進し、犯罪をした人等の地域での立ち直りに対する理解を促進することが必要です。

【取組事項】

○保護司会の活動支援(福祉課)

犯罪・非行防止活動等に取り組んでいる保護司会に対し補助金を交付し、保護司活動を支援します。

○更生保護サポートセンター及び面接場所の確保(市社協)

保護司会の活動拠点として更生保護サポートセンターの場所を確保するほか、保護司が自宅以外で面接できる場所として、社会福祉センターの一室を無料で貸し出します。

(2)広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について、理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」を推進するなど、再犯の防止等に関する広報・啓発活動に努めてきました。

しかしながら、再犯の防止等に関する施策は、市民にとって必ずしも身近でないため、「社会を明るくする運動」が十分に認知されておらず、市民の関心と理解が十分に深まっているとは言えません。そのため、市民に再犯の防止等の施策を認知してもらうための取組を実施していくとともに、市民一人ひとりの人権が尊重され、犯罪被害者や更生し立ち直ろうとする人を受け入れる地域社会を実現させる必要があります。

【取組事項】

○社会を明るくする運動(福祉課)

毎年7月に全国展開される社会を明るくする運動強調月間において、白津保護区保護司会を中心に更生保護団体や地域関係者等によって取り組まれる様々な活動を支援します。

○社会を明るくする運動作文コンクール(保護司会)

社会を明るくする運動作文コンテストの応募について、小中学校に依頼します。

○協力者募集の呼びかけ(福祉課)

市職員や地域の関係機関・団体等に対する広報活動を通じ、保護司をはじめとする更生保護関係ボランティア募集の呼びかけに協力します。

○保護司活動に関する情報発信(福祉課)

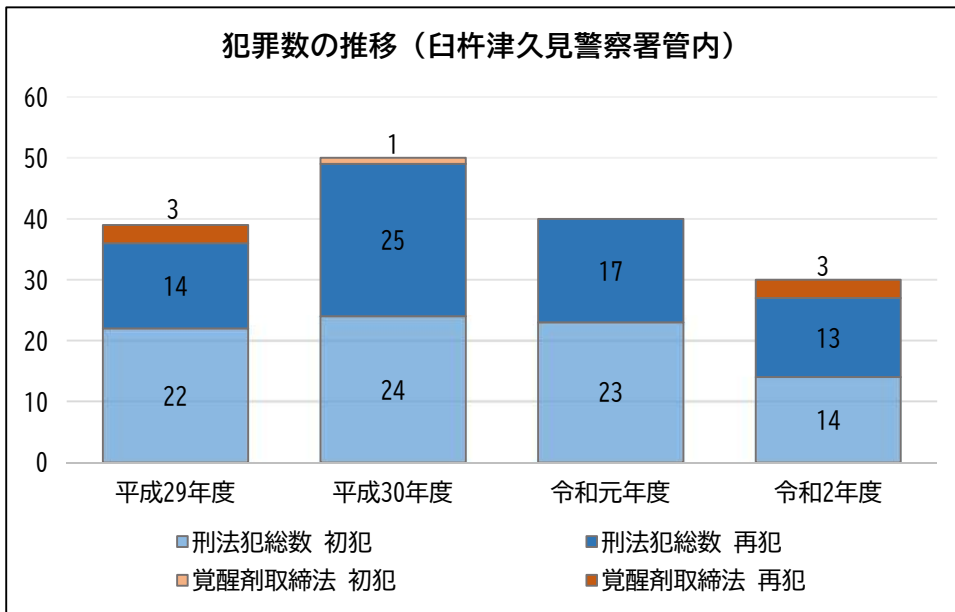
市報やホームページ等により、保護司活動に関する情報発信を推進します。

○人権教育・啓発(部落差別解消・人権啓発推進課)

「市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に喜びを実感できる地域社会の実現」を目標に、市民と行政が一体となって、家庭・地域・学校・職場等あらゆる場における人権教

◆第4章 基本目標と施策の展開◆

育・啓発を推進します。



※少年犯を除く